

令和 8 年度

警察庁行政事業レビュー公開プロセス

- 1 日時
令和 8 年 6 月 24 日（水）午後 2 時 00 分から午後 4 時 50 分までの間
- 2 場所
中央合同庁舎第 2 号館 地下 1 階第 7、8 会議室
（東京都千代田区霞が関 2 丁目 1 番 2 号）
- 3 議題
 - （1）総合的な特殊詐欺対策の推進
 - （2）交通警察活動における広報啓発等
- 4 議事
次のとおり

議 事

会計課長 ただいまから令和8年度、警察庁の行政事業レビュー公開プロセスを開催いたします。

私は本日、司会を務めさせていただきます、警察庁会計課長の森下でございます。
どうぞよろしくお願い申し上げます。

まず初めに、警察庁の事務方を代表いたしまして、官房長の森元から挨拶を申し上げます。

よろしくお願い申し上げます。

官房長 官房長の森元でございます。

本日、大変お忙しい中、有識者の先生方におかれましては、御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

現在、警察庁において、行政事業レビューにつきましては、職員からなります推進チーム、それと外部有識者の先生方からなります会計業務検討会議という場を通じまして、事業の効率的な実施に努めておるところでございます。

本日でありますけれども、例年同様、昨年度に実施した事業のうち、客観的かつ公開の方法により検証することが望ましいと認められました。

2つの事業につきまして、有識者の先生方に御議論を賜りたいと思っております。

忌憚のない御意見、御提言を賜りたく思っております。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

会計課長 それでは、本日御審議いただく外部有識者の先生方を御紹介申し上げます。

まず、警察庁選定の外部有識者、そしてその次に行政改革推進本部選定の外部有識者の先生方の順に、それぞれ五十音順で御紹介を申し上げたいというふうに思います。

まず、桜田通り総合法律事務所弁護士の石川剛先生。

石川委員 よろしくお願いいたします。

会計課長 東京大学大学院総合文化研究科教授の内山融先生。

内山委員 よろしくお願ひします。

会計課長 ASIMOV ROBOTICS株式会社代表取締役、公認会計士の藤森恵子先生。

藤森委員 よろしくお願ひします。

会計課長 株式会社小西美術工藝社代表取締役社長のデービッド・アトキンソン先生。

アトキンソン委員 よろしくお願ひいたします。

会計課長 慶應義塾大学大学院経営管理研究科教授の太田康広先生。

太田委員 よろしくお願ひします。

会計課長 慶應義塾大学経済学部教授の土居丈朗先生。

土居委員 土居でございます。

よろしくお願い申し上げます。

会計課長 以上の6名の先生方に、本日、御審議をお願い申し上げます。

なお、審議の取りまとめ役は、内山先生にお願いをしたいというふうに思っております。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

続きまして、本日は、警察庁行政事業レビュー公開プロセスに、内閣官房の行政改革・効率化推進事務局から参事官に御参加いただいておりますので、御紹介させていただきます。

租税特別措置・補助金見直し担当室参事官の内藤景一朗様、よろしくお願い申し上げます。

租税特別措置・補助金見直し担当室参事官 よろしくお願い申し上げます。

会計課長 ありがとうございます。

それでは、審議の流れについて、御説明を申し上げます。

お手元の進行次第の2に記載のとおりですが、まず初めに、審議の対象となる事業の担当課から、事業の概要等について御説明を申し上げます。

次に、私の方から事業の要点について御説明をします。

有識者の先生方には、論点を踏まえつつ、説明者への質疑、及び御審議をお願いできればと思います。

また、先生方には、審議終了前に事前に送付させていただいておりますコメントシートを作成いただき、事務局の方へ提出いただくよう、お願い申し上げます。

審議の終了にあたりましては、まず、内山先生から取りまとめコメントの案を発表していただき、そのコメント案に対して、先生方から改めて、追加の御意見等はないかをお伺いした上で、最終的な取りまとめコメントを内山先生から発表いただくという流れになります。

以上が、審議の流れでございます。

審議時間は、事業担当課からの説明を含め、事業毎におおむね1時間を予定しております。

また、1つ目の審議終了後は5分程度の休憩を予定しております。

皆様には、円滑な進行に御協力いただけますよう、何卒お願いを申し上げます。

それでは、まず、1つ目の事業でございます。

総合的な特殊詐欺対策の推進について、審議を始めたいと思います。

本事業の事業担当課は、生活安全企画課、捜査支援分析管理官及び組織犯罪対策第二課であるところ、代表いたしまして、組織犯罪対策第二課長から、事業の概要等について御説明を申し上げます。

よろしくお願いします。

組織犯罪対策第二課長 組織犯罪対策第二課長の小林でございます。

どうぞよろしくお願いをいたします。

私からは、総合的な特殊詐欺対策の推進にかかる事業について、説明をさせていただきます。

お手元の資料のスライド1ページを御覧ください。

まず、匿名・流動型犯罪グループでありますけれども、特殊詐欺をはじめとしまして、いわゆる闇バイト強盗ですとか、組織的な窃盗、あとは、ナチュラルをはじめとするスカウト行為による職業安定法違反、悪質なりフォーム事犯など、近年、治安対策上の課題となっております、多くの事案に深く関与している実態が認められております。

警察としましては、匿名・流動型犯罪グループに対する部門横断的な情報共有ですとか、実態解明を推進しまして、各種犯罪に対する取締りを強力に推進しております。

匿名・流動型犯罪グループに対する様々な取組のうち、総合的な特殊詐欺対策の推進における被害防止対策及び取締りの強化に資する取組に関して説明させていただきます。

2ページを御覧ください。

まず、特殊詐欺とは何かでありますけれども、被害者に電話やSNS等を通じて、対面することなく信頼させ又は関係を深めて信用させ、指定した預貯金口座への振込その他の方法により、現金等をだまし取る犯罪の総称ということになっております。

スライドの中央に13の手口を掲げておりますけれども、こういった分類をさせていただいております。

なお、令和7年、昨年までは、SNS型投資・ロマンス詐欺につきましては、特殊詐欺とは別の手口と整理しておりましたけれども、特殊詐欺と一体として対策を進める必要があることから、令和8年から特殊詐欺の一手口というように整理を変更しているところでございます。

また、令和6年後半ごろから令和7年中にかけて被害が急増しておりますニセ警察詐欺につきましては、令和8年からオレオレ詐欺等から独立させ、1つの手口として位置づけて、よりの確な対策を講じていくということとしております。

ニセ警察詐欺の詳細につきましては後ほど説明させていただきます。

スライドの3ページを御覧ください。

令和7年における特殊詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺については、認知件数が**43,000**件、被害額は約**3,257**億4千万円ということになっております。

SNS型投資・ロマンス詐欺を除く特殊詐欺、令和7年までの特殊詐欺だけを見ましても、グラフの青の部分となりますけれども、特殊詐欺の認知件数が**27,832**件、被害額で見ますと約**1,423**億**1,000**万円となっております。認知件数ベースでは5年連続、被害額ベースでも4年連続で増加をしております。過去最悪を記録しており、極めて危機的な状況にあると考えております。

スライドの4ページを御覧ください。

これまで特殊詐欺といいますと、高齢者を中心とした被害が多くを占めていたところがありますけれども、ニセ警察詐欺の増加に伴いまして、令和7年は、**20**代、**30**代の若い世代の認知件数が令和6年の2倍以上に増加しております。若い世代まで被害が拡大している状況が認められるところであります。

次のページで説明いたしますけれども、ニセ警察詐欺のほとんどがオレオレ詐欺に計上しております。前年に比べてオレオレ詐欺の認知件数が2倍以上に増えているという状況となっております。

さらに、被疑者が被害者を欺罔する手段として、最初に用いられた当初接触ツールというので見てみますと電話が約8割となっており、電話に対する対策が課題となっております。

なお、後ほど申し上げますけれども、SNS型投資・ロマンス詐欺を除く特殊詐欺における当初接触ツールにつきまして、被害者を欺罔するための電話の**75.5%**は国際電話番号が占めておりまして、海外から発信されている可能性が高いというところでありますし、実際、特殊詐欺の拠点が東南アジアをはじめとした海外に存在することがうかがわれております。

海外拠点が発地の調査当局に摘発され、当該拠点で犯罪を敢行していた被疑者を日本に移送して逮捕するという事例も増加しているところでございます。

スライドの5ページを御覧ください。

令和7年に被害が増加した主な要因であります、警察官等をかたり、捜査ないしは優先的な調査を名目としまして現金等をだまし取る手口でありますニセ警察詐欺による被害が急増しております。

ニセ警察詐欺の認知件数は11,014件でございまして、特殊詐欺の総認知件数に占める割合が39.6%、被害額ベースで申しますと約1,005億円で、同じく70.6%となっております。

このニセ警察詐欺につきましては、警察に対する信頼を悪用し被害者の全財産をだまし取ろうとする極めて悪質・卑劣な犯罪であって、被害額が高額となる原因となっているところでございます。

ニセ警察詐欺につきましては、固定電話のみならず携帯電話に対しても電話がかかってくるっており、従来の被害者であった高齢者層にとどまらず、20代、30代といった若い世代にも被害が拡大しているという状況となっております。

スライドの6ページを御覧ください。

こうした情勢を踏まえまして、政府におきましては、令和7年4月、犯罪対策閣僚会議におきまして、国民を詐欺から守るための総合対策2.0が策定されております。

警察におきましては、これらに基づき各種対策を推進しているところでございます。

総合的な特殊詐欺対策の推進に関する予算事業としては、犯行に利用されている電話番号への対策として、当該電話番号に対して繰り返し電話をかける警告電話事業と、押収した名簿を活用した注意喚起として、押収した名簿をリスト化・データ化し都道府県警察に還元をするリスト作成事業が挙げられるところでございます。

スライドの7ページを御覧ください。

繰り返しにはなりますけれども、令和7年中、特殊詐欺の認知件数・被害額ともに過去最悪を記録するなど危機的な状況にありまして、SNS型の投資ロマンス詐欺を除く特殊詐欺における被疑者から被害者への当初の接触ツールは約8割が電話というふうになっております。

このため、電話に対する対策が重要であるというふうに考えております。

警察におきましては、被疑者が犯行に利用している電話番号に警察の側から電話をかけ続けることにより、その電話を事実上使用できない状態に追い込むということが、被害の発生を防ぐ有効な手段であると考えておりまして、警告電話事業を実施しております。

スライドの8ページを御覧ください。

警告電話事業の流れについて御説明いたします。

被害者からの申告により都道府県警察が把握した特殊詐欺で利用された電話番号につきまして、都道府県警察から警察庁に報告を求め、警察庁においてこれを集約し、重複を排除するなどの処理を行います。

そして、集約・整理した犯行利用番号を警告電話実施事業者に伝達し、当該事業者が被疑者が犯行に利用している電話に対し繰り返し電話をかけるということで、当該電話から発信できない状態にするというものでございます。

スライドの9ページを御覧ください。

次に、リスト作成事業について説明させていただきます。

特殊詐欺を敢行する犯罪者グループは、被害者に電話をかけるにあたり、特定の名簿に記載されているものに対して電話をかけているという状況が認められています。

この点、特殊詐欺の捜査の過程で押収した名簿に載っている方、名簿の登載者につきましては、今後も詐欺の被害に遭うおそれが高いということで、総合対策2.0に盛り込まれております押収名簿を活用した注意喚起として、警察官による戸別訪問を行ったり、警察が民間委託したコールセンターから電話連絡等を行うなどした注意喚起ですとか、具体的な予防対策等の周知を個別かつ直接的に行う取組を推進しております。

押収した名簿は、名簿ごとに構成が異なるため、リスト作成事業者により構成を統一し、都道府県別に分類し、各都道府県警察が利用しやすい形にすることで、円滑な注意喚起や予防対策につなげているところでございます。

スライドの10ページを御覧ください。

リスト作成までの流れについて説明させていただきます。

犯罪者グループから押収した名簿には、押収元の都道府県に居住する人だけではなく、他県に居住する人が登載されていることが少なくありません。

そこで、警察庁では、全国から押収された名簿を集約しまして、これを警察庁で契約した民間のリスト作成受託業者に貸与しましてリスト化をさせております。

そして、受託業者からリストの納品を受け、各都道府県警察に還元するという形をとっております。

スライドの11ページを御覧ください。

当該レビューシートの予算の推移と、各事業の執行状況につきまして説明をさせていただきます。

近年の厳しい特殊詐欺の情勢を踏まえ、被害防止と取締りの強化を図るための予算につきましては、必要に応じて増額をさせていただいているところでございます。

表にありますけれども、例えば予算執行額の被疑者輸送費の欄が増加を続けておりますけれども、先ほど申し上げましたとおり、海外拠点から我が国に対して特殊詐欺が行われる事例が増えており、海外で摘発された被疑者を日本に輸送するための費用についても増加しているというところでございます。

また、特殊詐欺の被害金額をATMから引き出すいわゆる出し子ですとか、そういった引き出した被害金額を転々と送金させていく相対屋ですとか地下銀行というような役割のものにつきまして、外国人が関与している例というものが増えてきているところでございます。

そのため、捜査に必要な通訳ですとか翻訳の謝金が増加してきているというところでございます。

他方、各事業の執行につきましては、仕様を情勢に応じて変更するなど事業の有効性を高めるとともに、コストダウンを図るなど見直しを行っているところでございます。

スライドの12ページを御覧ください。

事業を見直してコストダウンを行った例としまして、警告電話事業を挙げさせていただいております。

本事業につきましては、前年度の実績、現年度の実績などから算出した総発信回数、何回被疑者側の電話にかけてもらうのかというような回数の部分を見直しまして、コストダウンを行っているところであります。

また、令和7年度からは、特殊詐欺のみならずSNS型投資・ロマンス詐欺につきましても、警告電話事業の対象として、情勢の変化に応じた対応を取ってきているところでございます。

本事業につきましては、国内の固定電話等への対応であることから、近年、増加している国際電話からの詐欺の対応につきましては、後のページにおいて説明をさせていただきたいと思っております。

スライドの13ページを御覧ください。

令和7年中に把握をいたしましたSNS型投資・ロマンス詐欺を除く特殊詐欺において、国際電話番号が利用された件数が92,996件と、全体の75.5%となっており、これは令和6年と比べても非常に大きな増加となっております。

そういった国際電話番号から発信される電話に対する対策として、次ページ以降の取組を推進しているところでございます。

14ページを御覧ください。

特殊詐欺に利用される国際電話の対策といたしまして、警察庁では、携帯電話と固定電話のそれぞれにおいて対策を推進しております。

携帯電話への対策としては、スマートフォンへの国際電話を遮断するなどの機能を有する警察庁推奨アプリの利用推奨を、国民運動として強力に推進しております。

本アプリは、令和8年3月5日のリリースから5月末までに約114万件ダウンロードされております。

アプリの利用促進を図るために、コンビニエンスストアのデジタルサイネージを利用した広報啓発など、自治体、関係機関、団体等と連携し、広報啓発活動を展開しているところでございます。

次に、固定電話での対策としては、国際電話を利用した犯行を抑止するため、「みんなでとめよう!! 国際電話詐欺 #みんとめ」をキャッチフレーズにし、国際電話不取扱受付センターへの国際電話利用休止の申し込みについて、警察庁推進アプリの広報・啓発と合わせ、申し込みの促進を推進しているところでございます。

以上、本日御説明いたしました総合的な特殊詐欺対策の推進にかかる事業につきましては、政府として取り組むこととされた重要な事業であるというふうに考えております。

一定の成果を上げているということができると思っておりますけれども、事業内容につきまして、今後の特殊詐欺をめぐる情勢の変化に応じ、不断に見直しをしていく必要があると認識しております。

また、コストダウンにつきましても、入札が競争的なものとなるよう、できる限り多くの事業者に応札を呼びかける等、工夫を継続して行っていくこととしたいと考えております。

私からの説明は、以上となります。

どうぞよろしくお願いいたします。

会計課長 それでは、御審議の前に、本事業につきましては、まず1点目は、近年の特殊詐欺への対策における課題は何なのか、あるいは、2つ目としては、施策の効果の検証方法としてはどのようなものが妥当かといった論点、あるいは、租税特別措置補助金見直しに関する関係閣僚等会議において示されている視点、具体的には、効果・検証を強

化し、成果に基づく制度運用へと転換すべきといった国民の皆様から御提案いただいた視点、そういったものを踏まえ御議論いただければ幸いです。

それでは、本事業につきまして、先生方から御審議をお願いできればと思います。

よろしくお願い申し上げます。

それでは、内山先生、お願い申し上げます。

内山委員 御説明ありがとうございます。

大きく3点伺いたいことがあるのですが、まず第1点、事業の切り出し方についてです。

特殊詐欺対策については、当然、広報・啓発などもやってらっしゃると思うのですけれども、そういった予算は別事業として扱われていると思われまます。

これは、この行政事業レビューの仕組み上仕方ないのかもしれませんが、事業として別でも、同一の政策効果を狙っているものであれば、一緒に総合的に議論したほうがいいように思われるのですが、その辺はできないのか。

これはむしろ、警察庁より行革事務局のほうに伺った方がいいのかもしれませんが、その事業の切り出し方が第1点です。

第2点目は、細かい話ですが、警告電話事業について、スライド12ページによりますと、警告電話の発信件数ですとか実施番号数は年々減少していると。

予算もそれによって減っていると。

ところが、もともとこういった特殊詐欺等の認知件数や被害額は増大している。

これは、最初のところで述べられていたと思います。

この点はどのように理解したらよいのかというのが2点目です。

3点目は、18枚目にロジックモデル、いわゆる効果発現経路が掲げられていますけれども、このEBPM的な観点から言うと、このロジックモデルに、アウトカムが短期・中期・長期とあるうち長期アウトカムのみが挙げられているのですが、こういった書きぶりで果たして適切なのかというのは、正直ちょっと疑問です。

短期や中期アウトカムというのは、要は長期的な最終的なアウトカムに向けた途中段階ないしはその手段ないしは中間目標値的なものになると思われまますので、そういった目標値は設定できないか、なかなかそういう目標設定が難しいのはもちろん承知していますが、その辺何か工夫できないかというのは3点目です。

以上です。

会計課長 ありがとうございます。

まず1点目の御質問について、答えは今ここで持ち合わせていないのですけれども、事業の切り出し方について、狙いが同じであるものについてはまとめて議論できないかという点につきましては、行革事務局と相談の上御回答申し上げたいというふうに思います。

よろしくお願いします。

それでは、2点目以降の質問についてよろしくお願いします。

組織犯罪対策第二課長 ありがとうございます。

まず、2点目、警告電話事業の関係でございます。

先生御指摘のとおり、12ページを御覧いただければと思いますけれども、警告電話の電話番号数は減ってきております。

この警告電話事業につきましては、あくまで国内の電話番号に対する対策としておりまして、外国からかかってきた電話番号については対象としておりません。

先ほど説明の中でも申し上げさせていただきましたが、現状、被害者に対してかかってきた電話の約75%が海外からの電話ということでして、その割合が年々増加してきている中で、国内からかけてきた電話であって、警告電話の対象にできる数が減ってきているというのが一因かと思います。

国内からかかってくる電話が減っているのに被害が増加しているという背景には、海外からの犯罪者グループの活動が多くなってきているのかなというところがございます。

また、そういった状況に対しては、先ほど申し上げましたけれども、警察庁推奨アプリですとか、固定電話については、海外から国際電話の受信ができないようにするという設定を利用者の方にしていただくことで対策を取ってきているという状況になってございます。

御質問のありました、3点目のロジックモデルの関係でございます。

確かに、長期アウトカムに至るための短期・中期の状況につきましても、なんらかお示しできるようなないしは計測可能な数字がないかということは、知恵を絞ってきていたところではあるのですが、なかなかここに書けるような数字としてぴたっと出てくるようなものが見当たらないことから、現状、こういった形でお示しさせていただいているというところがございます。

会計課長 他の先生方はいかがでしょうか。では、藤森先生、お願いします。

藤森委員 最初の近年の特殊詐欺対策における課題は何かというところでいろいろデータを示していただきました。その中で、年齢層が変わっているというところと、電話に関しては国際電話がほとんどということがあります。

私は、何年も警察庁の委員をやらせていただいて、以前からこの対策は、結構議論に上がっているかと思うのですが、方法が、やはり名簿に対して電話をかけるといったやり方を、ずっと同じような形で推進されていると思います。

ですが、若い方であれば、ある程度、こういった詐欺があるよということをお知らせするだけでも対策にはなると思います。

警察詐欺などは知らない方も多いかと思いますし、若い方はあまりそういうところから電話がかかってきたことがないのでびっくりしてしまうので、まずは認知を上げるというところに、もう少し時間・予算を割かれてもいいのかなというふうに思います。

電話で言うと、やっぱり国際電話が多い中で、12ページ目のところでどんどん件数も減っているということになりますので、何か新たな方法を御検討されているのかというところをお伺いしたいです。

生活安全企画課長 生活安全企画課長の阿波です。

御指摘のとおり、最新の手口を全世代の方に、あるいは今まさにターゲットとして狙われている世代の方に的確にお知らせするというのが、一番の課題だというふうに思っております。

このことから、さまざまな、例えばハガキを出したり、あるいは警察官が各戸を巡回連絡と称して個別に訪問してその際にいろいろお伝えしたりするとか、あるいは学校を通じてとか、かなりさまざまなチャネルでお知らせしているところであります。

ただ、我々として一番の課題は、もうすでに、例えば当たり前ですけど、特殊詐欺が今流行っていますよということはみんな知っていると思います。

それから、ニセ警察詐欺というものもあるのだということも、多くの方は知っているという状況の中で、やはり最後に、その一番の効果的な方法として国際電話を受けないようにする、そういう、自ら、例えばスマホにダウンロードするとか、あるいは国際電話の利用停止を申し込むとか、そういう最後の一押し、その具体的な行動変容をいかにさせるのかっていうことが、我々、非常に今、苦勞しているところでありまして、そこを、警察だけではなく、まさに国民運動として、国民の人に働きかけるっていうことでやっていこうとしているところです。

例えば、警察から言われるだけではなく、地域の回覧板に、こういうアプリがあると書いてあると、それはそれで、回覧板でも言っているのかということにもなりますし、高齢者の様々な集まりもそうですし、あるいは、例えば先ほど出ましたけれど、コンビニエンスストアの上にあるパネルで小さい広告を流すとか、要は遠くで誰かが言っているだけでなく、いろいろな媒体で知らせることによって、それが今、標準的、それが当たり前なのだ、だから行動を変容しないとイケないのだということを知ってもらうために、今、取組をしているところですが、ただ、現実には、アプリのダウンロードも、今、120～130万のダウンロード、これ数字としては多いのですけれども、国民全体の数からするとまだまだですし、それをしっかりと一つ一つやっていきたいというふうに思っております。

藤森委員 その辺りの予算というのは、今回のこの中にあるということでしょうか。

生活安全企画課長 それらを予算として、あまり我々としては使っておりませんので。

特にアプリについては、すべて事業者の方をお願いしたり、あるいは関係省庁さんをお願いしたりということで、予算事業ではなくて、あるいはその警察官の一人一人の具体的な活動としてやっておりますので、そこはこの中には含まれてはおりません。

藤森委員 携帯電話会社さん等々を通すということも有効な手段だと思うのですが、やはり、言葉尻で申し訳ないのですが、回覧板やコンビニという話になると、20代の方はあまり御覧にならないという可能性もありますので、やはりアナウンスの方法を、20代、30代の方が見るものにしていただくということも、今度は予算をかけてやっていってもいいのかなと思いました。

今、認知されているという話だったのですが、20代、30代がターゲットになっているということ自体、そこまで知られていないのではないかと思います。

警察詐欺に関しては、私の周りでも、詐欺にはあっていないが電話がかかってきたというのは何件かあるのですけれども、驚いていた方がほとんどで、あ、また来たよという感じではないのですね。

なので、これは私の個人的な見解ですけども、まだまだ認知は低いのかなという感じがしますので、そこにもう少し予算をつけてもいいのかなと思いましたので、今後御検討いただければと思います。

生活安全企画課長 御指摘ありがとうございます。

我々も、全くもってその通りだと思っております、特に今の若い世代の方は、新聞もテレビもなかなか見ない、読まないというような状況があつて、そして、SNSからもっぱら情報を取っているということがありますので、もちろん、我々もX等では投稿はしているのですが、Xでも警察庁のXを読まないというようなこともありますし、いかにその若者

の人たちに直接情報を到達させるのか、これは、いろんな予算も今後取っていきたいと思っていますし、そういう工夫もしながら頑張っていきたいと思っています。

藤森委員 よろしくをお願いします。

会計課長 それでは土居先生、よろしくをお願いします。

土居委員 御説明、どうもありがとうございました。

いかに被害を食い止めるかということは、大変大事なことだと思います。

どういう形で犯罪防止の把握をされているかというところについて、もう少し別の情報をお伺いしたいと思っているのは、電話がかかってきたけど、自分でこれは詐欺らしいと思って応対しなかったことで犯罪が防げたということはあるけれど、警察はそこまでは把握しない、御本人が警察に届け出るとか、そういうことでない限りは把握できないし、把握する必要もないかもしれないと。

だけでも、その途中で詐欺に遭っているかもしれないということに気がついて、警察が支援して、最終的には被害に遭わなかった方という形で警察が関与されたということは、いくつかあるのではないかと思います。

その際に、被害に遭われそうになった方がどれぐらいの金額の被害を受けられそうになったかということまでは、警察が関与される時の記録として現場で記録をとっていらっしゃるのか、そもそもそういうことは、結局は犯罪につながらなかったということだから、特に詳しく記録をとってないのか、その辺り、どういう形になっているかを教えていただければと思います。

生活安全企画課長 例えば特殊詐欺の阻止状況については、先生が御指摘のとおり、さまざまな段階での阻止がありますので一概に申し上げることはできないのですが、ただ、例えばある数字として、令和7年の阻止状況として、認知件数は27,000件あるのに対応する数字だと思いますけれど、阻止件数が17,962件ということで、阻止金額としては152億円ということになっています。

ただ、その今の阻止金額については、一回騙して、そこからずるずるとどんどん深みにはめていく騙し方をしますから、一番最初に止めた額として、**152億円**、18,000件ということになります。

これは統計的にどれだけ有意なのかというのは置いておきまして、認知件数が**27,000件**あって、阻止件数が約**18,000件**ありますので、我々阻止率として**40%**という考え方の数字は持っているところであります。

例えば、今の話で言えば、コンビニの店員で止めてもらうのが**24%**、金融機関の職員の方が気づいて止めてくださるのは**26%**、それから家族、親族が止めていただくのは**31%**、あと、順に、警察官、それから先ほど申し上げたコールセンターという形になっているところであります。

そして、これ以外にも、当然、警察に言わずに、これはいかにも詐欺だと分かったので放っておいたというの裏に暗数としては膨大あると思いますし、また、先ほど申し上げました特殊詐欺対策アプリでも阻止の件数を集計しておりまして、例えば3月～5月の3カ月間、このアプリ合計で6万件強を止めています。

ただ、これは**Android**だけですし、国際電話の遮断件数も別の数字がありますので、かなり膨大な数を止めているという状況だと我々としては認識しているところです。

土居委員 わかりました。

ありがとうございました。

今の御説明の中で、コンビニの店員とか銀行の職員とかという場合は、どのような形で警察が情報を把握されるのでしょうか。

生活安全企画課長 まず、コンビニエンスストアの組合、業界、銀行等に対して、最新の手口等をお知らせして、こういう人が来たら止めていただくとともに、すぐ警察110番をして警察官に通報してくださいと言います。

そして、我々が臨場して、コンビニの方や銀行員の人と一緒にあって説得をし、その中で事情を聴いて詳しく状況を明らかにして、記録をして分析の対象にするということになっています。

土居委員 その情報も、それこそこのレビューシートのKPIとかに、単純にその数字をそのままではなく工夫は必要ではないかとは思いますが、阻止した件数ないしは金額というのは、確かにもっと膨らむところを手前で止めたから、本当に阻止できたであろう金額よりは小さな金額ということかもしれませんけれども、実際、もし阻止できてなかったらその時にお支払いになったかもしれない金額を阻止できたから、その分は少なくともそこで詐欺に遭わずに済んだということにはなるので、そういったその記録も、レビューシートのKPIを作る時に、何か工夫して取り入れられるといいんじゃないかなというふうに思ったというのが1点です。

それから、時間も限られているので矢継ぎ早で申し訳ないですけど、もう一つ別の質問なのですが、翻訳の話。

多国籍化しているからということ、確かにおっしゃる通りですが、通訳でないと調書とかを取るときに、つまり、人間でないと翻訳したものが正式な書類にならないということなのか、それとも一定程度、今年は無理としても、何らかの機械翻訳の水準が上がってきた暁には、そう遠くない将来、機械翻訳をしたものも正式な翻訳であるというようなことを、法律的に、法改正なり政省令を改正するなりして正式に認めるということも、そろそろ考えてもいいのではないかなと。

翻訳の精度も上がってきていることと、それから経費を上手に使っていくという意味では、あまり翻訳を通訳ばかりに頼り続けるということもコスト的に長続きしないところもあるのではないかなと思うので、人でないといけないという法的な制約が、今存在するのかなどうかをお伺いしたいです。

捜査支援分析管理官 刑事局でございます。

お答えいたしますと、現状、刑事訴訟法の中に、通訳という規定がございます、まさに証拠書面とか証拠手続きの中で、どういう形で外国語文献を日本の公用語、日本語に直していくかというところには、詳細な手続きが定められております。

ですので、当然、そういう場面においては、どうしてもやり方が限定されてくるということがございますが、他方、実際にそこまでに至らないような警察活動の中では、機械翻訳というか、いわゆるAIのような翻訳というのは、かなり多方面で使っているところでございまして、単純に押収物の中にある外国語の文章を捜査員が内容を理解する等、そういうレベルにおいては、かなりの部分でそういう活用はしているというところですので、我々としても、最後刑法とか、そういう世界の中でどう対応していくのかというのは、少し大きな議論になりますので、今ここで何とも申し上げにくいのですが、我々の活動の

中では、いわゆる機械翻訳というかAI翻訳というのは、よく活用していきたいというふうに思っているところです。

土居委員 よろしいですか。

事前勉強会でもその話になったと承知しておりまして、日常業務でお使いになれているというのはとても良いことだと思うのですが、だんだん翻訳ができる人的資源も限られてくるのが将来的には予想されるので、すぐさまというわけにいかないかもしれないけれども、段階を踏みながらとか、どういう条件が備わっていれば人でなくてもいいとか、そういうことについては、定期的なところも含めて考えると、何らかの議論を前に進めていただきたいなというふうに思った次第です。

以上です。

会計課長 ありがとうございます。

審議の途中ではございますが、有識者の先生方におかれましては、審議と並行して、コメントシートの作成もあわせてお願いできればと思います。

作成いただきました事務局のメールアドレス宛に送信いただくか、手書きでかまいませんので、挙手いただければ係のものが回収しに参ります。

よろしくお願い申し上げます。

それでは、続きまして太田先生、お願いします。

太田委員 御説明ありがとうございました。

今の土居先生のお話につながるのですが、どんな方法が一番効果的かを測られているのですか。

予算1円当たりの被害抑制額の期待値みたいなものがあれば、それが大きいところに重点的に予算配分するのが一番いいわけですね。

もちろん、その最初を止めただけで、その後もっと増えていったはずだと。

実際に見えている金額よりも抑制額が大きいとすれば、通常どれぐらい膨らんでいくのかということの平均が分かるでしょうから、それを掛けておそらく将来増えた額まで入ると、抑制できた額の推定値が出ると思います。

大雑把にでしようけれど。

そうした場合に、どの手法でやると、現状、一番被害額が抑制できているのかというのは把握されていますか。

そこに、重点的に予算を立てるというようなことはされていますか。

生活安全企画課長 お答え申し上げます。

まず、これはおそらく先生に満足していただける回答にはならないと思うのですが、まさに特殊詐欺が、非常に被害額が膨大な中で、警察としては、できることをすべてやるというマインドがまずありまして、重点的にやるというよりも、すべてやることを全部やるのだという意識があるというところが、課題なのだろうとは思っているところです。

それから、また、直接予算をかけた事業以外の事業で、結構、効果があつたりするものですから、例えば、特殊詐欺の推奨アプリも、これは根元から遮断するのでちゃんと入れていけばかなり効果があるのですが、予算としては1円も使っていないという状況でありまして。

特殊詐欺の対策の中で、そういった意味での予算の割合が低いものですから、なかなか割り算というのが難しいなというふうには思っているところではあります。

太田委員 アプリは1円も使われていないのですか。

生活安全企画課長 警察庁推奨アプリも、これは民間の最新の技術をアップトゥデートにまさに使うというもので、民間の企業の人に開発をお願いし、そして我々としては推奨だけすると。

推奨して、そして民間の方はそのアプリの中で広告等を掲載して、社会貢献活動として運用してもらっていて、我々は全国の警察官及び他の人たちに宣伝をして推奨しているというもので、国民からも無料で使っているというものです。

太田委員 それは素晴らしいですね。

全然、予算を使わず、広告等で採算が取れているということですね。

生活安全企画課長 採算については、民間企業の持ち出しは実は多いのではないかと考えているのですが、それも含めて課題はあるのですが、今のところ予算は使われていないという状況であります。

太田委員 通常の行政事業レビューは基本的に予算カットの方向でいくのですけれども、これはそもそも対象が激増しているというところで、逆に、これは十分かという別の観点からの議論もあり得ると思います。

そのときに、適正な予算規模を、一体何で測って予算を立案されるのでしょうか。

例えば、先ほど予算1円当たりの抑制期待額がどれぐらいかを把握されていないというお話でしたが、おそらくやれるものを全部やるというほどには予算がないわけですよね。

とすると、効果的に使っていないといけないので、これとこれは効果的だから、被害額をこれぐらい抑制するためには、これだけの予算が必要だという積み上げになると思うのです。

そういう計算はされているのですか。

生活安全企画課長 その計算の前に、予算がかかっているかにかかわらず、どういう方面に注力をすればより効果的なのかということを、しっかり考えていかないといけないと思っているというのが1つあります。

さらに、その相手方の技術、特に最近ではAIの技術開発に伴って、相手方の手口がまさに日進月歩で進化していて、また手口もどんどん変わっていくものですから、必要な対策が次から次へと求められてきているという状況なので、なかなか他の役所の予算事業のように立ち止まってじっくり考えるのが難しい分野であるというのが、悩みの種ではあるところでは。

太田委員 1年単位では遅すぎるという感じですか。

生活安全企画課長 そうですね、1年単位ではなかなか。

1年単位というか、振り返りだと3年ぐらいかかってやるようなものになってくると思うのですが、ニセ警察詐欺もこの一、二年で急増しているというものでありますし、言ってみたら、昨年と見えている景色が全然違っているものですから。

太田委員 予算の費目の壁があって、流用が難しいみたいなことあるのですか。

対応はすぐしたい、流動的な相手に対して臨機応変に対応したいけれど、予算の壁があって実はそっちにお金が使えないということはあるのですか。

生活安全企画課長 その辺は、予算の中でうまく活用できる余地はあるというふうには思っております。

太田委員 さほどそこは制約になってないと。

生活安全企画課長 そういう理解ではおります。

太田委員 ただ、何が有効かを考える活動にも経費がかかるとすると、何が有効かを考える経費は必要だということになると思うのですよね。

効果的に予算を使うために一番有効な対策は何かということを調べる専属の予算があって、調べたところに重点的に配布していくと。

それでもまだ被害額が抑制できなければ、増額も当然、財政当局にお願いしていくというような手順になると思うのですが、どうもやることを全部されているとは言いますけれど、どれが一番効果的なのかということが正確に把握されていないような印象を持つのですけれども、その点はそういう理解でよろしいですか。

生活安全企画課長 その辺は、統計数字だったり、具体的な数字で示すというのは、なかなか難しいものではないかと思っております。

ただ、一方で、その我々政策担当者としては、国際電話を受けないようにするというのが最も効果的なので、まさに国際電話を止めるというもの、具体的にはアプリのダウンロードと国際電話の不利用申し込みが最も効果的だと思っておりますが、統計的にはお示しできてないところだと思います。

太田委員 お話を伺っていて思ったのですが、電話を申し込む段階で、固定でも携帯電話でも、申請しない限り国際電話を受けもかけもできないというふうにはできないのですか。

デフォルトがかけられなければ。

もちろん、必要な人は申請をして開くというふうに、そこを変えるのが一番、全く国際電話をかけないのに詐欺の電話だけかかってくるという人が圧倒的に大多数だと思うのですが、それは法的に難しいですか。

生活安全企画課長 そういう問題意識を警察庁としても持っているところです。

従いまして、総務省や様々な議員の先生方からもそういう御指摘を受けるところがあって、我々としてもいろんなところに働きかけをしておりますけれども、犯罪防止と、外国と自由に通信する価値観みたいなのところのどちらが大事なのだというさまざまな議論があるものですから、なかなか結論がまだ得られてない。

ただ、問題意識は我々としては持っているところであります。

太田委員 全く外国に電話をしたことがないという人の方が、かなり多いという認識ですが、そこはそれでも、法的にはオプションとして開いておく必要があるということですよね。

生活安全企画課長 そうですね。

かけるというよりもかかってくるということだと思うのですが、ある日、突然政策変更で外国から急にかかってくるなくなってしまったということに対して、国民の皆さんがどう考えるかということだと思いますけれども、ただ、治安を預かる警察庁としては、その必要性については非常に認識をしているところであります。

太田委員 ありがとうございます。

会計課長 それでは、アトキンソン先生お願いします。

アトキンソン委員 今の御指摘に関連しますけれども、予算は十分か、効果的かどうかですが、認知件数は令和5年から7年の間に1.9倍増えています。

被害金額は3.6倍。

しかし、予算は1.3倍しか増えていない。

こんなに大きく増えているのに予算はそんなにいらぬという結論になっている、もしくはその逆で、予算が1.3倍になったのに被害額は3.6倍増えたということなので、十分か、効果的かというのは、両方の考え方は成立するかと思います。

また、被害額に対する予算を見てみますと、令和5年の場合は0.20%、令和6年0.11%、令和7年になりますと0.07%、今年の予算の金額を去年の令和7年の被害額に比べてみても0.09%、半分以下になっているということになりますので、予算として十分かどうかは、非常に疑問を感じます。

それと2つ目なのですが、国際電話はこんなに増えているということはありますけれども、国内は何が効果的なのかということがあると同時に、これは国際的にも問題になっているものでもありますので、世界的にこういった対策が効果的をどう把握しているのかを教えてくださいたいと思います。

その中で、ネットでも調べてみれば出てきますように、国際電話を止めるということが1つとしてあるのですが、諸外国で、例えば、FBIがインド政府と一緒に、アメリカに国際電話をしているコールセンターを共に潰したというような件が出たりとか、EUの警察の連携とか、国際電話が入ってこないという以前に、その国際電話をかけるコールセンターを潰せないのかということ、という連携で図っているのかということは、1つ教えてくださいたい。

同時に、それは相当な金額がかかりそうな感じはしますが、確かに国際電話がかかってこないようにするということは安価でできる気はするけれども、それは根本的な解決にはつながらないという気がしますので、予算はこれで見ると十分ではないのではないか、安さだけを追求して被害金額が上がっている結果につながっていないかを懸念・危惧します。

いかがでしょうか。

組織犯罪対策第二課長 ありがとうございます。まず、後段のほうでありました世界的な連携の方から申し上げます。

先生が御指摘のとおり、実はこういった、日本では特殊詐欺といいますし、外国では組織的詐欺といういい方をされておりますけれども、端的に申し上げれば、同種被害というのは先進国が軒並みやられているという状況にございまして、一種の統計では、昨年中、世界でのこういった詐欺の被害者が、4,400億米ドルですとか、人によっては5,000億米ドルというような被害額が出ているという指摘をされております。

そういった中で、国際的な連携を図ってこういった組織的詐欺集団をたたいていかないといけないという機運はだいぶ出てきておりまして、今年の初めにも、国際詐欺サミットがオーストリアで開催されまして、警察庁からも次長に御出席いただいて、国際連携の取組を進めているというところでございます。

先ほど予算の中の話として、外国にあった詐欺拠点を現地の捜査当局に検挙していただき、その被疑者を連れて帰ってくる予算が増えているという話を申し上げました。

日本で被害者から話を聞いて、各種捜査をしていって、いろいろな情報を積み重ねていった結果、東南アジアの某国のこの辺で拠点があるのではないかという情報を現地の当局にお伝えして、現地の当局がそこに踏み込んで被疑者を検挙してもらう。検挙の時に詐欺とまでは言えないので、だいたい不法就労とか入管法違反的なものの身柄の確保にはなるのですが、そうした身柄の確保をしていただいて、現地で発見したデジタルデバイ

スやノートのメモ等を基に日本の被害者を特定して、日本で詐欺の被害の逮捕状を取って、身柄の引き渡しを受けるというような取組を進めているところでございます。

ここ数年ですと、毎年50人以上の被疑者を、海外拠点で詐欺を行っていたという容疑で日本で逮捕しているところであり、肌感覚としても、今年もかなりの数の検挙につながっていくのではないかと考えております。

また、日本からお願いして検挙していただくだけではなく、東南アジアの各国のほうも、自分の国内にそういった拠点があるのが国際的によろしくないということで、非常に積極的に取組を進めていただいております。

また、そういった取組を進めてもらうために、それぞれの国の捜査能力、デジタルデバイスの解析能力に差がありますので、キャパシティビルディングについても様々な協力をしていっているという状況になってはいます。

先生御指摘のとおり、国際的な連携が非常に重要ですし、止めるだけではなく、やはり警察官ですので捕まえたいという思いはございますので、そういった連携ができるように取り組んでいきたいと考えてございます。

あと1点目の予算が十分なのかという点につきましては、これだけ被害が多い中、なかなか言い難いところではありますけれども、財政当局の方にも御理解をいただきながら、必要な予算についてはしっかりと要求させていただきたいと思っているところでございます。

以上です。

会計課長 石川先生お願いします。

石川委員 御説明ありがとうございました。私は弁護士ですので、トクリュウの案件の弁護をすることがあります。トクリュウ案件については、逮捕されるのは末端の実行行為者で、示談はほとんどできる能力がない場合も多く、裁判になっても徹底抗戦することがあり、被害者救済が遠い道のりになってしまうこともままあります。

そこで、ここに紹介されたような、被害防止策に予算を投じていくことは、正しい方向と考えます。ぜひ、たくさん予算をつけて、工夫をしてほしいと思います。

私からの質問ですが、国内の警告電話については回数が減っているという御説明がありましたが、先日、私のところに広島県警を名乗る者から電話があり、マネーロンダリングの疑いをかけられました。

私は、話を聞いて、電話を切った後、110番をしたのですが、所轄の警察からすぐに折り返しが来まして、非常にスムーズに聞き取りをしてもらう経験をしました。

その時は、情報提供しておこうと思って警察に被害申告をしましたが、忙しい人は、毎回そういうわけにはまいりません。電話がかかっても、実際には被害申告していない事案も多いと思われ、おそらく電話がかかっている暗数はもっとたくさんあるのではないかと思います。そのあたりはどうお考えかというのが1つ目の質問です。

組織犯罪対策第二課長 はい、ありがとうございます。

先生おっしゃるとおり、必ずしも電話を受けた人が、全員、警察に通報してくださるわけではない。

その意味で、暗数があるのは、これは間違いないところです。

一方で、この被害に遭われた方の分だけを警告電話で拾っているわけではなく、まさに先生のように、こんな電話がかかってきたので警察さん捜査の参考としてくださいとか、

注意喚起に使ってくださいということでもいただいた番号につきましても、警告電話事業の対象とさせていただきます。

確かに件数は減ってきておりますけれども、一方で、まだ一定数、国内から詐欺電話をかけている状況もありますし、実際、詐欺の拠点を国内で検挙しているという例もございますので、国内電話番号を把握した場合には、しっかりとスキームに乗せていきまして、警告電話でかけられないように潰していくということは、きっちりと採用していきたいというふうに思っております。

石川委員 その意味では、この「みんとめ」は、国際電話に限らず、国内についても行うべきなのだろうと思います。気楽に皆さんが情報提供できるような広報や対応をされ、暗数になるべく少なくなるような方法をとっていただきたいと思います。

それから、国際電話については、一律に最初から国際電話ができないような状態にしておいて、国際電話機能を可能とするときはキャリア側が十分説明をしなければならないというふうに、総務省に指導をしてもらう、あるいは、国際電話については1ヶ月ごとの更新制度にするなど、高齢者等が積極的に国際電話を使いにくくする策を取れないでしょうか。全く使えないようにするのは権利の制限で好ましくないのですが、工夫していただければと思います。

最後に3点目、翻訳の話が先ほど出ました。

機械翻訳を使うことについて、被害を防止するという観点で機械翻訳を使っていくことはよいと私も思います。

他方で、刑事訴訟法の手続きにおける翻訳は、被疑者や被告人のためです。被告人が適正に処罰をされるためにきちんと翻訳をして、冤罪を防ぐ。近時、冤罪による再審が話題になりますが、冤罪を防ぐためには、翻訳手続は簡略化されてはならないというのが、弁護人としての立場ということになります。

今、司法予算は非常に絞られていて、法曹の現場からは、もっと増やしていただきたいところですが、翻訳については、費用をかけて充実はさせていただきたいと思っております。

私から以上です。

会計課長 土居先生、お願いします。

土居委員 今のレベルだと、石川先生がおっしゃった通りだと思うのですが、チェスですら人間よりも上回る能力を持つ世の中になっているというようなことがありますし、人間の通訳が完璧にパーフェクトかという、そうでもないということもあるかもしれないことを考えると、将来的には、もう少しコンピューターの力を借りるということもあっていいんじゃないかと思います。

会計課長 はい、太田先生お願いします。

太田委員 こういう経済犯罪は、被害額に対して予算は何%ぐらいという相場感はあるのですか。

これ、3,500億というレベルで、予算は3億ですよ。

0.1%とか、そういう感じですよ、対比は。

1/1000ぐらいで十分という相場感なのですか。

生活安全企画課長 相場感というのは、警察庁としては持っていない状況です。

犯罪の被害額もそうですが認知件数も、結構トレンドがありまして、平成14年～15年ぐらいは犯罪の認知件数も非常に多く、今はかなり減ってきているところなのですが、その中で財産犯の被害額が増えてきてという感じでして、質とか量とかがかなり変動したりもしますので、被害額に対していくらというような、予算額はどのぐらいが適正なのかという考え方はしていないところです。

会計課長 はい、アトキンソン先生お願いします。

アトキンソン委員 すみません。

それがかなり問題だと思いますけれど、本来であればそれこそコンピューターの力を借りて、事前に調べてみたところで、こういう犯罪に関しては、諸外国の警察はあまり数字を出していないです。

だいたいどのぐらいの予算が効果的なのかという相場感がなければ、ロジックモデル上では、検証のしようがないのです。

相場感がないのに、何をもって予算が適切かという評価のしようがないと思います。

今日のいろいろなコメントを聞いて感じるところですけれども、本来であれば、警察は、一定のエビデンスに基づいて必要な予算の相場観があって、その相場感に合っている予算になっていれば、実際に想定されている効果が出るか出ないのかということが、本来のロジックモデルだと思うのです。

そういうのはないという御指摘に関しては、極めて違和感を感じるところで、ロジックモデルが成立しない気がします。

相場観は、今はないのはいいのですが、ぜひとも相場感、何が効果的で、いくらあればだいたいどのぐらいの効果が出ていて、それを実行してから、予想された効果は出たかどうかという、循環のプロセスに持っていくべきじゃないかということを、そのコメントとして残したいと思います。

会計課長 いろいろと議論が尽きないところではございますが、ここで先生方には、コメントを取りまとめさせていただきたいと思っております。

そのために5分ほど頂戴して、審議を中断させていただきたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

この時間を使いまして、行革本部の租税特別措置補助金の見直し担当参事官の方からも、コメントをいただければと思います。

租税特別措置・補助金見直し担当室参事官 内閣官房租税特別措置・補助金見直し担当室の参事官をしております、内藤でございます。

昨年に見直し室の発足をいたしまして、今年の1月から2月にかけて、国民の皆様に租税特別措置・補助金の適正化に向けた御意見の聴取をいたしまして、その中で、基本的に、警察庁の事業というよりは他省庁の事業に対する御意見をたくさん頂戴しておりますけれども、共通・関連するものとしていましていくつか御紹介をさせていただきますと、1つ、効果検証を強化し、成果に基づく制度運用へ転換すべきということで、例えば、成果指標が未設定あるいは費用対効果が不透明であり政策効果の検証が十分行われていないというような御意見ですとか、政策目的と手段を精査し、公平で目的に即した政策設計、運用を徹底すべきということで、本来、政策手段であるべきものが目的化しているというような御意見も頂戴しているところでございます。

委員の先生方からも、政策効果の検証、それからそれを踏まえてより効果的な対応を模索していくべきというような御意見をいただいていたと思いますけれども、実際に、警察庁でも、この特殊詐欺対策、非常に重要ですし、より効果的な対応に向けて不断に取り組んでおられるところだと思いますけれども、国民の皆様のお声も踏まえたと、効果検証というものが行政事業レビューのプロセスを通じてしっかり検証されて、それを踏まえて、改善、効率化、より効果的なものへの改善・向上が図られているということを、実際にもそうする必要がありますし、それをお示しし、御説明していくという必要があろうかと思います。

そうした観点から踏まえますと、例えば行政事業レビューシートの23ページを御覧いただきますと点検・評価という項目がございますけれども、記載が極めて簡潔でございまして、どういうふうに評価・分析をして、改善を図っているのかということが、必ずしもよく見えないというようなことでございますとか、その行政事業レビューシートの19ページ以降のところ、成果目標と実績という項目がございますけれども、前年の実績が翌年度の目標になってということで、例えば19ページを御覧いただきますと、2024～2025年度にかけて、24年度の実績が少なくなって、それが25年度の目標になって、25年度はそれを上回ったということで、例えば2023年度よりは成果実績として減っているわけですが、達成率としては上昇しているということで、警察庁の御事情として成果を測るような指標をどういうふうに設けるのかというのは、なかなか難しいところでは当然あるのだと思いますけれども、必ずしも、成果と指標の数値が、なかなか連動して伝わりにくいということもあろうかと思います。

例えば、難しいのかもしれませんが、事前にはなかなか設けられませんが、事後的には、事業の対象となる事案の認知件数に対して、実際に阻止できた件数がどれぐらいで割合がどうだったとか、何か、政策の効果をより検証できるものを絶えず模索いただいて、そういう検証の結果も踏まえて改善を図ると。

また、図っているということを国民の皆様にも伝わるようにしていただくということが必要なかなと、国民の皆様の声を受けて感じているところでございます。

以上でございます。

会計課長 ありがとうございます。

ただいま取りまとめをしているところでございますので、もう少しお待ちいただければと思います。

会計課長 それでは、コメントの取りまとめが終了いたしましたので、審議を再開したいと思います。取りまとめのコメント欄につきまして、内山先生から御説明をお願いできればと思います。

内山委員 それでは、私から取りまとめコメントの案を発表いたします。

EBPMの観点から、効果発現経路、ロジックモデルの書きぶり、特にアウトカムの書きぶりについて、よく検討していただきたい。

犯罪は、日々進化しているので、ターゲットや手口に合わせて、予算の割り振りを検討していただきたい。

特に若い方が対象になっているとすると、これまでの啓蒙活動が有効でない場合が考えられる。

実際に、被害に遭われた方の行動パターン等を分析し、新たな手段についての検討も必要かと思われるので、今後、御検討をお願いする。

国際電話による詐欺防止については、キャリアの契約段階、年ごとに更新を示すなど、国際電話の利用へのハードルを上げるべきではないか。

予算は十分か、効果はどうか。

認知件数は令和5年から令和7年で被害は1.9倍、被害額は3.6倍、予算は1.3倍。

被害額に対する予算は、令和5年が0.20%、令和6年が0.11%、令和7年が0.07%に低下している。

被害額が激増しているのに対して、予算額の伸びが緩やかなので、対策が後手に回っているのではないかという懸念がある。

目標値被害防止額を達成するために、必要な予算額を適切に見積もる方法を工夫する必要がある。

通翻訳謝金が増加していることに鑑み、機械翻訳・AI翻訳を調書等において、正式な翻訳として採用できるように検討を進めるべきである。

そうすることを通じて、経費の節減や、他の経費への活用を図ることが可能となる。

以上が、取りまとめコメントの案となります。

会計課長 ありがとうございます。

それでは、ただいま内山先生から発表していただいた取りまとめコメント案に対しまして、御意見等ございましたら御発言をお願いできればと思います。

よろしいでしょうか。

では、最終的な取りまとめコメント案については、以上としたいというふうに思います。

内村先生からのコメントをいただければと思います。

内山委員 それでは皆様から御異議なかったもので、先ほどの案について、皆様から御賛同いただけたものといたしまして、これを最終的な取りまとめコメントといたします。

会計課長 ありがとうございます。

今後、いただいたコメントを踏まえまして、事業の効果的・効率的な実施に努めてまいりたいというふうに思います。

それでは、1つ目の議題につきましては、これにて終了させていただきます。

ありがとうございました。

ここで、5分間ほどの休憩を挟みたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

再開につきましては、おおむね、3時半といたします。

よろしくお願い申し上げます。

(休憩)

会計課長 それでは、再開をいたしたいと思います。

2つ目の事業であります交通警察活動における広報啓発等について審議を行いたいと思います。

まず、事業担当課の交通企画課から、事業の概要等について御説明をお願いします。

交通企画課長 警察庁交通企画課でございます。

交通警察活動における広報啓発等ということで、御説明をさせていただきたいというふうに思います。

1 ページ、おめくりいただきまして、本事業の概要ということで、御説明をさせていただきたいと思います。

本事業におきましては、交通事故抑止を目的としまして、主に広報啓発事業と調査研究事業、各種大会の開催ということを行っているところでございますが、このうち、その時々的情勢に応じまして、ポスター・リーフレット等を作成し、活用している広報啓発事業が今回御議論いただきたい事業になります。

その理由といたしましては、この広報啓発事業によりまして作成したポスターですとか、リーフレット等の資料につきましては、各種機会を通じまして、国民が目にする機会が多く、また、広報効果が向上するほど、交通事故の抑止効果が増加すると考えられますことから、取り上げることとしたものでございます。

次のページをお願いします。

次の広報啓発事業の概要について、その背景も含めまして、御説明させていただきます。

まず、背景となる交通事故情勢に関して申し上げますと、交通事故死者数につきましては、平成5年以降、減少が続いておりまして、令和7年中の死者数は**2,547**人になったところでございます。

他方で、政府の方で、この交通事故死者数の目標値というのは立ててございますが、政府の目標値であります「令和7年までに**24**時間死者数を2,000人以下」にするという目標値については、達成できなかったというところになります。

また、いまだ1年間に2,500人を超える方が亡くなられる状況というのが現実でございまして、交通事故防止のためには、国民の交通安全意識を向上させることも不可欠だというふうに考えてございまして、そのための手段として効果的な広報啓発を推進する必要があるというふうに考えているところでございます。

次のページを御覧いただけたらと思います。

ちょっと飛んでしまいましたが、交通事故発生状況の推移ということで、昭和**23**年ぐらいからの件数を推移として、載せさせていただいてございます。

赤のグラフが、交通事故死者数の推移ということになります。

黄色のグラフが、交通事故発生状況の推移ということになります。

そして、参考値でございますが、青のグラフが自動車保有台数の推移ということになりまして、紫のグラフが運転免許保有者数の推移などになっているところでございますけれども、自動車保有台数でございまして、運転免許保有者数が一貫して増加しているのに対して、交通事故死者数については、昭和**45**年や平成4年をピークに、近年は減少傾向にあるという状況でございます。

ただ、他方で、昨年は**2,547**人だったということで、政府の目標値については達成できなかったということになります。

また、交通事故発生件数の状況についてでございますが、こちらも基本的には交通事故死者数と同様の傾向にあるものというふうに考えてございます。

1 ページお戻りいただきまして、次の事業の概要について、御説明をさせていただきたいというふうに思います。

広報啓発事業の概要についてでございますが、先ほど、その時々の方情に合わせたポスター・リーフレットの作成等と申し上げましたが、具体的には交通事故が増えている違反態様に着目したり、あるいは法改正が行われた事項に着目をして、実施しているというものになります。

近年では、令和6年度は、訪日外国人旅行者と「ながらスマホ」のほうに着目をいたしまして、また、令和7年度は、外国人運転者と「ながらスマホ」に着目して実施しているということになります。

予算額の推移になりますけれども、だいたい例年、1,500万から2,000万円程度になっているという状況になります。

現状と課題についてでございますが、引き続き、事故件数が伸びている違反態様等に着目して実施していく必要があるというふうに考えてございますが、どのような方法が効果的なのかについても、引き続き合わせて検討していく必要があるというふうに考えているところでございます。

次の次のページ、4ページに移らせていただきたいというふうに思います。

事業の具体的な内容について御説明いたしたいというふうに思います。

令和6年度は、訪日外国人旅行者や「ながらスマホ」に関するものを訴求対象にいたしまして、また、令和7年度は、外国人運転者や「ながらスマホ」に関するものを内容にして実施したところでございますけれども、ここで、内容別にそれぞれ御説明をさせていただきたいというふうに考えてございます。

まず、上の欄の訪日外国人旅行者に対するリーフレットの作成等についてでございます。

こちらにつきましては、現物を卓上に配布させていただいたものになります。

訪日外国人旅行者に渡すことを想定したのになっておりまして、都道府県警察の方に26万部、全国レンタカー協会に300部配布してございまして、それぞれ、国際空港でございまして、あるいはレンタカー事業者、また、加盟する全国レンタカー協会につきましては、加盟するレンタカー事業者に対して配布しているという形になります。

こちら、令和6年度になります。

また、令和7年度についてでございますが、これは訪日外国人旅行者も含めました外国人運転者全般を念頭に置きまして、映像資料を作成したのになります。

こちらについての現物は、その場に置いてございせんが、DVDを作成して、都道府県警察本部や警察署に配布して、外国人対象の交通安全教室に活用するほか、あるいは自治体とか事業者に対しても貸し出すといったことをいたしてございます。

内容につきましては、用途別に区分をしてございまして、21分バージョン、6分バージョン、30秒バージョンを作成してございまして、YouTubeにも公開しているところでございます。

このうちのショート版については、6月頭の時点で、約1万4,000回表示されているということになります。

それで、次のページを御覧いただけたらというふうに思います。

こうした取組を行った背景等について、御説明をさせていただきたいというふうに思います。

外国人運転者による交通事故件数についてでございますけれども、青色の棒グラフにございますとおり、近年、増加傾向にあります。

また、先ほどの3ページで申し上げましたが、交通事故全体の発生件数については、減少傾向になっておりますので、赤色のグラフ、交通事故全体に占める外国人運転者の割合については、そういった意味での増加傾向になっているというところでございまして、10年前と比較すれば、2.3倍ぐらいになっているということになります。

他方、右側のグラフについてでございます。

こちらの免許保有者、10万人当たりの交通事故件数についての外国人運転者、あるいは、日本人運転者別の推移についてでございますが、こちらについては、外国人運転者の方は、青色のグラフになりますけれども、横ばいの状況になっているというところでございます。

他方で、下の欄にあります通り、在留外国人人数の増加でございますとか、日本を訪れた外国人旅行者数の増加といったものを背景に、外国人運転者による交通事故件数の増加につながっていると考えられるところになります。

続きまして、次のページで御説明させていただきたいというふうに思います。

外国人旅行者につきましては、先ほどのグラフにありますとおり、年間、通算数千万人単位で訪日しておりますので、母数が大きいたったことのほか、その増加を背景といたしまして、令和5年の交通事故件数は、前年から8.5倍というふうに急増したということがございましたので、急増に歯止めをかけるため令和6年度、7年度において、先ほど述べた広報啓発を実施したということになります。

また、下の欄になりますけれども、レンタカー利用中の事故類型別、交通事故件数ということで、分析をいたしますと、上のグラフが日本人のもので、下のグラフが国際免許、または外国免許を所持して運転する外国人ということでございますけれども、やはり、外国人の方は、正面衝突の割合でありますとか、右折、直進の割合が高くなっているという特徴が見られますことから、事故の要因といたしましては、やはり、日本の交通ルールが母国と異なっていることに係る理解不足といったことが一因として推察されるのではないかとこのように考えているところでございます。

こうした状況でございますので、広報する際には、日本の交通ルールであります左側通行でございますとか、あるいは、右折時の注意点というものを盛り込んだリーフレットや動画の作成などに取り組んでいるところでございまして、先ほど、卓上に置かせていただいていると言った資料にも、そういった内容を盛り込ませていただいているということになります。

次に、7ページの方に移りたいと思います。

こうした外国人運転者に関する広報効果と課題についてでございます。

我が国におきましては、全体の交通事故件数が減少する中、外国人運転者による交通事故については、増加傾向にあるものというふうに考えておりますが、これは、在留外国人でございますとか、訪日外国人旅行者がいずれも増加傾向にあることが背景にあるというふうに考えてございます。

なかなか一概には申し上げることはできませんが、例えば、先ほども申し上げました通り、訪日外国人旅行者につきましては、母国との交通ルールの違いについての理解不足が

あることが要因の1つとして考えられるのではないかというふうに考えてございまして、広報啓発活動を推進しているということになります。

広報の効果についてでございますが、こちらはなかなか一概には申し上げづらいところではございますが、レンタカー利用中の交通事故が令和4年から5年にかけて急増した一方で、令和5年から令和6年、令和6年から令和7年にかけては、その増加が一定程度抑えられているのではないかと、いうふうに考えてございまして、これまでの広報について、一定の効果があつたものというふうに考えているところでございます。

課題と対応でございます。

こちらにつきましては、今後も訪日外国人の増加等は見込まれるものだというふうに考えてございます。

政府の目標値では、**2030年に6,000万人**の訪日外国人を目指しているということもございまして、事故防止のために、一層効果的な広報が必要であるというふうに考えてございます。

その際、ちょっと考えてございまして、現在の広報内の多言語化ということで、お配りさせていただいたものでいきますと、中国語と韓国語と英語で記してございますけれども、そういった広報内容のその多言語化といったものも、さらに推進していくことを検討する必要があるのかなというふうに考えてございまして、また、伝達手段についても、多様化について検討していく必要があるというふうに考えているところでございます。

以上が、外国人運転者の関係になります。

次に、恐縮でございますが、また、4ページの方にお戻りいただきまして、「ながらスマホ」の関係について御説明をさせていただきたいというふうに思います。

これにつきましては、令和6年に道路交通法が改正されたこともございまして、自転車利用者を訴求対象にしまして、ポスター**38,000部**、あるいは、リーフレット**50万部**を作成し、各都道府県警察を通じまして、自転車の販売店でございますとか、携帯電話販売店に配布したりなどしているところでございます。

また、都道府県警察におきましては、教育委員会等と連携して、例えば、高校生向けにリーフレットを配布したりなどもしているところでございます。

また、令和7年度になりますが、こちらについては、自動車利用者も含めまして、自転車利用者、自動車利用者双方を対象にして、ポスター・リーフレットを作成してございまして、各都道府県警察を通じて、中学校、高校に配布したり、あるいは高校と連携して学生に交付したりするほか、自転車利用者向けといたしまして、自動車、学校に掲示したり、あるいは一般向けということで、路線バスに掲示したりしましたり、そういった形で取り組んでいるところでございます。

次のページではなく、8ページをお願いしたいと思いますが、こうした取組の背景について、8ページの方で御説明をさせていただきたいというふうに思います。

いわゆる、「ながらスマホ」と言われる携帯電話等の使用につきましては、自動車の関係でいきますと、この交通事故件数について、罰則が強化されました令和元年直後というのは、減少いたしましたものの、以降、徐々に件数が増加しているというところでございまして、令和6年、7年に広報啓発に取り組んだというものになります。

右側に、この事故のうち、そのどれぐらいの年齢層別で事故が起こっているのかということを示したものでございますけれども、こちらについては、各年齢層でまばらになって

おりまして、これといった特徴は、見いだせないというところでございますが、左下のグラフでいきますと、この人的要因別交通事故件数を見ますと、携帯電話等使用をしていた場合、使用していなかった場合と比べて、前方不注意による事故の占める割合が**3.2倍**、全体のうち**87%**ということになってございます。

そして、その前方不注意の割合が高いということで、自動車運転で言いますと、死亡事故、理屈の面でいくと、携帯電話等を使用して事故を起こした場合と、使用していない状態で事故を起こした場合とでは、約**3.4倍**も死亡事故率が高いということになってございまして、まさに「ながらスマホ」は危険な運転行為だというふうなものだというふうに認識しているところでございます。

次のページになりますが、自転車乗用中の携帯電話等使用についてになります。

こちらにつきましては、令和6年に自転車運転中の携帯電話使用等にかかる罰則が整備されたことに伴いまして、令和6年、7年は事故件数が減少しているということになりますが、ここ10年で全体的に見ますと、増加傾向になっているものというふうに考えてございます。

また、右側の年齢層別の事故件数を見ますと、**19歳以下**のものが**47%**ということで、約半数を占めてございまして、若年層が多いといった特徴がございますので、特に若者の重点として、広報啓発を実施しているというものになります。

下の欄の左側が人的要因別交通事故件数でございます。

こちらも、自動車と同様、前方不注意の割合が、ある意味当然ではございますけど、高くなってございまして、死亡事故率についても、携帯電話等使用ありの場合がなしの場合と比較して高くなっているということでございます。

次のページをお願いします。

この「ながらスマホ」の関係の交通広報効果と課題についてでございますけれども、自動車運転中の「ながらスマホ」に関しては、罰則が引き上げられ、その翌年には違反が激減したものの、その後は増加傾向が続いているという状況でございます。

また、自転車に関しましても、罰則が強化されて、令和5年から7年にかけて減少しているものの、依然として高い水準で事故が発生しているものというふうに考えてございまして、広報啓発の重点として取り組んでいるところでございます。

広報効果でございますけれども、自転車の「ながらスマホ」による事故件数は、法改正及びその法改正の広報等によりまして、近年、減少傾向であるというふうに考えてございます。

自動車の事故件数については、近年、増加傾向ではあるというふうに考えてございますが、令和元年ぐらいまでの水準には至っていないということで、一概にはなかなか申し上げづらいですが、広報啓発について、一定の効果があったのではないかというふうに考えているところでございます。

課題と対応になりますが、「ながらスマホ」につきましては、死亡事故につながりやすい危険な運転行為でございまして、事故防止のために必要効果的な方法が必要であるというふうに考えてございまして、いかに効果的に訴えることができるのかということについて、より深く考えていく必要があるのかな、考えてございまして、より訴求力の高い科学的なアプローチの手法についても、検討していく必要があるのかなというふうに考えているところでございます。

また、先ほど申し上げましたが、若年層の自転車事故が多いということでございますので、関係省庁と連携いたしまして、若年層に対する広報啓発を強化するなど、重点を置いた取組も推進していく必要があるというふうに考えてございます。

説明は以上になりますが、御審議のほど、よろしくお願いします。

会計課長 はい、本事業につきましてですけれども、論点としましては、近年の交通情勢はどのようなものであるか、あるいは、その近年の交通広報は、どのようなものを対象としているのか、あるいは、3点目としては、近年の交通広報による課題は何なのか、課題を解決するために、より効果的な交通広報のあり方等はないか、こういったものが論点として挙げられるのではないかと考えております。

また、先ほどと同様、効果検証を強化し、成果に基づく制度運用へ転換すべきといった視点も踏まえまして、御議論いただけますと幸いです。

それでは、本事業について、先生方からの御意見いただければ。

まず、土居先生、よろしくお願いします。

土居委員 御説明どうもありがとうございました。

レビューシートとの関係で、この議論の対象を確認したいのですけれども、まず1ページに、各種大会の開催は、これは議論の対象じゃないというふうには書いてあるのですが、今日のその11ページ以降の資料のこのレビューシートには、交通安全国民運動中央大会を開催するとかというようにところが、この範囲に入っているのですけれども、ここでの予算は大会の開催とかにも関係しているということとして、理解してよろしいでしょうか。

交通企画課長 はい、資料で説明させていただいておりました、この1,500万から2,000万と申し上げた額につきましては、各種大会の費用というのは含まれてございません。

まさしく、この広報啓発事業にかかる費用ということになります。

土居委員 そうすると、レビューシートの14ページ、特にこれ、ロジックモデルですけれども、1つ目のチャートが、アウトプットにこの中央大会を開催するというのが入っているので、ちょっとこの場所をちゃんと予算との対応関係で、整理していただくということが必要なと思いました。

それがまず1点です。

それからもうもう1つは、先ほど御説明いただいた訪日外国人旅行者の話と、それから、「ながらスマホ」の話ですけれども、4ページにあって、これは令和4年、令和6年と7年に限ってということでは、6年、7年だけに限っているということですが、この毎年、このパンフレットとかを作る対象は、その都度、その都度選んでなさっているのか、かなり中期的に、これは何年かかかって、しばらくは、毎年のように、ここでその啓発していくのだというような立案のされ方をしておられるのかというのは、どのような形になってますでしょうか。

交通企画課長 はい、ありがとうございます。

状況を見ながら、ということにはなと思いますが、基本的には、毎年、毎年考えてやっている場合が多いというふうに考えてございます。

特に、道路交通法とかを改正しますと、改正内容の周知もございますので、その場合は、メインとして、対象にするという場合も多いというふうに認識してございます。

土居委員 なるほど、そうすると、やはり効果検証というところまで行くと、1年だけやって効果があつたかないかということにするには、ちょっと短絡的なところもあるし、今回御紹介いただいたように、少なくとも私は令和5年以前は存じませんが、6年、7年と連続してやっているということは、引き続きそれをなされば、確かにその効果検証もできるというレベルになってくると。

だけれども、この2年しかやっていませんとかつていうことだと、やっぱり2年で啓発したからといって、どこまで効果があるかなということがあるので、やはり、効果検証ということを経験に入れると、すべてのマターを長年続けてということにする必要はないですけれども、特に重点を置く事案についてはそれなりの年数の継続した取組をした上で、効果検証というものがいいかなと思います。

それから、そういう意味で言うと、この2つについては、いろいろ取り組んで、YouTubeもなさっていらっしゃるということなので、そういう意味での訴求を一生懸命やっていらっしゃるということであるのですが、訪日外国人観光客旅行者については、ちょっと今もう一回確認したのですが、Visit Japan Webは少なくとも多くの方が使われると思うのですが、少なくとも、警察庁の取組にリンクがダイレクトにはついてなくて、だけど、Visit Japan Webにはまだ余白があり、観光庁のところに飛べるのですが、間借りするとか、少なくともVisit Japan Webの空いているところに警察庁のこのパンフレットなり、YouTubeなりに飛べるようなリンクを貼ってもらうなどすれば、割と多くの外国人は少なくとも入国するときにはそれを多く使われると思いますし、日本でなにか情報ないかなと思っているときに、もちろんインフルエンサーのところに行けばいいんだけど、それはまたいろいろ、お金もかかるとか、そういうことがあるけれども、せめて政府が取り組んでいるものなので、そこはそんなに巨額の予算は必要ない形で取り組めるのではないかなというのですが、そのような連携については、何か今までお考えになられたことがあったでしょう。

交通企画課長 今回伝達手段の多様化ということで、そのうちの1つの方法として、例えば、そのまさに外国にあります領事館等におきまして、こういうリーフレットを置いておくということも1つの方法なのかな、というふうに検討を今しているところではございますけれども、先生、御指摘のVisit Japan Webについて、御指摘をいただきまして、しっかりと検討させていただきたいというふうに考えてございます。

土居委員 私からは以上です。

会計課長 それでは太田先生お願いします。

太田委員 はい、御説明ありがとうございました。

これ、「ながらスマホ」はならぬというのがリーフレットだっているのは結構衝撃的なのですが、そのスマホを見ている人に伝えたいわけですね。

それは当然、第一媒体はスマホで見るものになるだろうと思うのです。

これ、その下にはSNS配信っていうふうに書いてありますけれども、ウェブサイトはスマホで見ることもありますかね。

動画とか。

これ、どれぐらいのウェイトで、常識的にはそちらの方がいいのではないかなと思うのですが、どうでしょう。

交通企画課長 SNSでも発信はしてございますが、自転車販売店の方で、この警察庁のこのパンフレットの画像を引用して広報していただいているといった面もありますので、行き届いているところもあると思いますが、ただ、ちょっと数字とかまではちょっとなかなかフォローしきれておりませんので、どうやったらいいのか考えたいと思います。

太田委員 ポスター・リーフレットに、どれくらい効果があったのかが非常に測定しにくいというのは、よくわかるのです。

街を歩いていて、パッと見た人がどれくらい認知するかって、難しいですが、ネットの場合は、相当詳細なデータが取れませんか。

最後まで見てくれた人が、どれぐらいの割合かとか、見た人が大体何歳ぐらいかとか、相当いろいろデータ取れると思うのですが、その辺は分析されていますか。

交通企画課長 そこまではちょっとなかなか行き届いてないところでございました。

太田委員 なるほど、「ながらスマホ」はならぬということを伝えるのは、やっぱりスマホで見る媒体で行くのが一番良くて、実際どれくらい見られているかって、簡単にという用語弊がありますが、かなりデータ取れるのだと思いますが、そこはまた分析対象と効果検証という意味では、されたらいいのではないかと思います、というのは1点です。

あと話が変わりまして、その効果発現経路、ロジックモデルっていうのですよね。

こちらなのですが、これ、アウトプットと短期アウトカムが遠すぎませんか。

もちろん、広報は重要だと思いますが、これ、ダイレクトに交通の重傷者数を引き下げというところは、これ、効果検証、ほぼ不可能ですよ。

ノイズになってしまうというか、他の要因の方が大きすぎて、これは本当にアウトカムを達成するための手段として有効だというふうに考えられますか。

交通企画課長 なかなか、目標値を交通事故死者数でそのものを出すというのは、各種、例えば、その交通安全施設の整備でございました取締りでありましたり、あるいは法改正の効果でありましたり、いろんな要因が絡むものですから、広報効果だけをこうくりだすっていうのは、なかなか難しい面もあるのかな、というようなところもございまして、政府の目標値は1,900人以下とかいうのがございましたので、そちらの目標値をまず第1には、ということで記載をさせていただいているものでございます。

どのような形で、アウトカムを作るのがいいのかについては、引き続き研究していく必要があるのかなというのは考えてございます。

太田委員 これ、例えば「ながらスマホ」で事故を起こした人のうち、何人が「ながらスマホ」がダメだということはわかっていたか、パーセンテージとか分かりますか。

交通企画課長 ちょっと、わかりません。

太田委員 「ながらスマホ」の、その広報が成功すると、事故率が下がるという因果を、どういうふうに特定するかですけど、なかなか難しい、間接的すぎて難しいと思うのですが、例えば、広報が全く無力ではないということがわかれば、その予算の正当化という方向に行くのでしょし、広報を全くしないとは、もちろんないとは思いますが、そして、やはり現実的なそのアウトカム、認知件数を例えば何十%から何十%に変えるとかいう方が、例えば、これが負傷者数を減らすという、ちょっとその現実的でない経路のように見えます。

おそらくこれ、ほとんど自動車の普及とか、台数が右肩上がり、最近、飽和状態にあるとしても、急激に減っているのは、ヘルメット着用とか、シートベルト着用とか、エア

バッグとか、最近センサー積んでいるとか、そういう技術革新の影響がかなりありますよね。

あるいは、その高齢化が進んで、そもそも事故率の低い人たちの人口が増えているとか、いろんな要因があると思うのですが、そういうのを分析されて立てるということになるとと思いますが、広報がここに効くっていうのは、ノイズに紛れてわからないのではないかと思います、いかがでしょうか。

交通企画課長 先生、御指摘の点はあるというふうには認識してございますが、広報の効果という、どうくり出して評価するのかというのは、引き続き研究していく必要があるというふうに考えてございます。

先生が申しあげました交通事故死者数の原因の要因でございますけれども、先生がおっしゃいましたようなシートベルトの着用率でございまして、自動車の安全性能の向上というのも大きな要素だというふうに考えてございます。

他方で、飲酒運転でございまして、速度違反など、その死亡事故となる可能性が高い悪質な違反に伴う交通事故も減少してございまして、そういった両面で今の交通事故の減少につながっているのかな、というふうに考えてございまして、関係機関とか、団体とか連携して、国民の安全意識と規範意識が向上した結果というのにも含まれているのかな、というふうに考えているところでございます。

太田委員 これは直接広報じゃないですけど、各国比較もされているのですか。

いろいろな条件をコントロールした上で、よその国と比べて、なにか少なそうなイメージなのですが。

交通企画課長 すみません、ちょっとざっくりした形で申し訳ございませんが、日本のその人口10万人当たりの交通事故死者数っていうのは、世界で5番目だというふうに認識をしてございます。

一番少ないのがノルウェーだったかと思っておりますけれども、ノルウェー、アイスランド、スウェーデン、イギリスといった順番になってございまして、で、実は政府の交通安全対策で、今後5年間の目標値ということで、令和12年の交通事故死者数の目標値が1,900人ということになってございますが、この1,900人というのは、1,900人に達すれば、世界一安全になるという趣旨で、政府の交通安全の検討会で定められたものでございまして、一応、その目標値っていうのが、一応このアウトカムに入れさせていただいた目標値になっているところでございます。

先ほど先生が繰り返し仰いました、交通広報のその効果のくり出し方については、いろいろと検討していきたいというふうに考えてございます。

太田委員 ありがとうございます。

会計課長 それでは、内山先生お願いします。

内山委員 はい、御説明どうもありがとうございます。

また、資料の方も、前回こちらから指摘した点について答えていただいて、かなり改善されたと思っています。

ただ、申し訳ないのですが、まだ気になる点がありまして、大きく質問を3点させていただきます。

まず、1点目、効果検証が先ほどから話題になっておりますが、効果検証についてで、まずはこの外国人によるレンタカー利用中の事故について、これらの資料の7ページにな

りますが、ここに令和4年から5年にかけて急増したが、5年から6年にかけては、増加が抑えられていることをもって、これまでの広報啓発について、一定の効果があったというふうには書かれているわけですが、これは単に来日外国人の増加率を反映しているにすぎない可能性があります。

つまり、令和4年から5年にかけて来日外国人が急増して、5年から6年には、その増加率がちょっと減ったという、単にこれを反映しているに過ぎない可能性があります。

なので、この施策の効果があったというためには、この母集団の増加率に比べて、事故件数の増加率が有意に低いということを証明しないといけないと思われそうですが、その点、いかがでしょうか。

2点目も同じく効果検証で、今度は「ながらスマホ」の話なのですが、こちら資料の10ページにおきまして、この自動車の事故件数がこの真ん中のところ、令和元年以前の水準に至っていないことをもって、事故件数については、令和元年以前の水準に至っていないことをもって、これまでの広報啓発について、一定の効果があったというふうに書かれていますけども、これはその前のページにデータがあったと思います。

これは、令和元年に道交法改正が施行されて厳罰化されたので、それでガクッと減っているのですよね。

だから単に、この道交法改正の効果が続いているだけなのじゃないかというふうに考えることもできます。

なので、専門的な話なのですが、このような場合は、もし道交法改正がなかった場合でも、広報啓発によって事故件数が抑えられていたかという形で考えなきゃいけない。

いわゆるカウンターファクチュアルアサンプション、反実仮想を用いて推論しなくてはいけないと思います。

なので、本来であれば、効果検証する際には、そのような思考法をとっていただくのが必要だと思います。

とはいえ、そのこういった方法論的に厳密な因果推論っていうのは、一定程度のトレーニングが必要になりますので、例えばの話ですが、科警研で社会学者を雇用して、そういった方法論的に厳密な効果検証を担当してもらうなんていったことができないかと考えております。

というのは、必ずしも夢みたいなことと言っているわけじゃなくて、イギリスに「The College of Policing」っていうところがあって、そこはいわば日本の警察大学校みたいなところなのですが、そこでは実際に何人も社会学者、経済学者とか、政治学者を雇用して、厳密な効果検証をしております。

そういったことがイギリスでできるのですから、日本でもできるのではないかとというふうに考えております。

その辺を御参考にしていただければと思います。

長くなっていますが、すみません。

3点目は、ロジックモデルの話で、これは先ほどの御質問ともちょっと被るのですが、アウトカム設定ですよね。

短期アウトカムが、令和7年中の交通事故死・重傷者数で、長期アウトカムが令和12年中の死亡者数というふうになっていますけれども、これ要するに、時系列なのですよね。

令和7年と12年というのは、時系列のアウトカム設定で良いのか、というような疑問が拭えません。

というのは、最終的なアウトカムを実現するための、その途中段階とか、あるいは手段として、短期や中期アウトカムが設定されるべきだと思います。

言い換えれば、短期・中期・長期アウトカムの間には、いわゆる目的手段関係があることが必要なのではないかと思います。

本来、ロジックモデルというのは、インプット・アウトプット・アウトカムを比較して、費用対効果の高い施策を選択する、そのためのツールですので、単にロジックモデルを置いて、それで、EBPMも終わりみたいにするのではなくて、しっかりとそのロジックモデルを活用して、効果検証を行う、費用対効果を検証するみたいな、こういった形で、施行を進めていただけると、大変ありがたいと思います。

以上です。

交通企画課長 はい、ありがとうございます。

まず1点目の関係でございますけれども、確かに、先生が御指摘の通り、なかなか評価が難しいところからなのかな、というふうに考えているところでございます。

他方で、訪日外国人旅行者数を5ページで見ますと、令和元年は3,188万人になっていまして、令和7年は4,268万人になっていますので、その比率と比べますと、その令和元年の208件と、令和7年の212件とでは、一定程度抑えられているところもあるのかな、というふうには、認識しているところでございます。

確か令和2年から4年までは、コロナ禍でございましたので、こちらを直接比較することは、なかなか難しいとは、認識してございますが、令和元年と7年と比較した上でも、若干の減少にはなっているのかな、というふうに認識しているところでございます。

あと、2点目につきましては、科警研の活用につきまして、効果検証が、あるいはその施策のその効果がしっかりできるということは、当方にとりましても重要なものだというふうに考えてございますので、効果検証の向上方策については、引き続き検討してまいりたいというふうに考えてございます。

また、3つ目のアウトカムの設定についてでございますが、こちらにつきましても、数値という点でいきますと、このような形で設定をさせていただいているところでございますが、どのような対応が可能かについて検討いたしたいというふうに思います。

政策立案総括審議官 補足で御説明させていただきます。

先生の方から、自動車の「ながらスマホ」の件数の推移は厳罰化によるものではないかという御指摘があったのですが、当然、法改正後の広報があつて周知されますので、法改正と事実をまず知らせないといけませんので、そういう点では、この広報があつてこそ、この傾向につながったのではないかというふうに思っております。

厳罰化だけでは国民に周知できませんので、その周知による効果があつたというふうに考えております。

内山委員 その場合であれば、そのカウンターファクチュアルの考え方をすれば、法改正をやつて、広報をやった場合と、法改正やつて、その広報をしない場合との効果を比較しなきゃいけないのですよね。

そういった形がいいです。

政策立案総括審議官 先生方から、累次御指摘いただいている点は、訴求力の話だと思っていまして、先ほどの大会の話もあったのですが、広報をやって、そこを認識していたのかの調査、例えば、違反をした人が認識しているのか、していないのかっていうような調査というお話もあったと思うのですが、多分、そこが抜けていまして、まさに「あなた、この広報を認識していましたか。」というようなことを、短期的に検証していった結果が、最終的なゴールにつながっていると思いますので、件数をいきなり議論するのではなく、広報の累次出てくる訴求力という部分を、私たちとしても、しっかり細かく検証していく必要があるのかなと考えており、全般について反省しているところでございます。

会計課長 審議の途中ではございますが、先生方におかれましては、コメントシートの作成も併せて、審議中にお願ひできれば、というふうに思いますし、送信をいただくか、挙手でいただければ、取りに伺いますので、よろしくお願いします。

それでは、続きまして、石川先生、お願いいたします。

石川委員 外国人運転者のことについて、ちょっと聞かせてください。

先ほど長期アウトカムで、1,900人というのがありました。

これは、死亡事故における24時間死者を減らすということだという説明を聞いたのですが、今回の資料を見ていると、外国人がどれだけ死亡事故を起こしているかという統計が載っていないようです。外国人による死亡事故の比率は日本人に比べて多いという分析になりますか。

交通企画課長 確認して、お答えいたします。

石川委員 時間がかかりそうであれば、回答は結構です。

外国人特有の事故の原因というのが、正面衝突や右折直進だという御説明があって、これは母国との交通ルールの違いについての理解不足という整理をされていましたが、日本人が例えばハワイのような右側通行の外国に行った場合にも起こりうる話です。

母国で右側通行でずっと走っている車が、右折のときに注意せずに曲がるのは、知識というより、慣れや感覚の問題ではないかと思うのです。

このパンフレット自体は、よくできていると思うのですが、これを見たから感覚を変えることができるのか、すごく疑問がありました。日本の免許を取る方は、教習所等で体験してもらう方法があり得ますが、国際免許で来た人に対しては、何か方策があるのでしょうか。

国際免許は、ペーパーワークだけで簡単に取れてしまうので、実技を課すは難しいとは思いますが、これだけ原因がはっきりしているのですから、訪日外国人で、短期で国際免許で乗る人に対しては、右折や直進について、シミュレーターで、ハッとする経験をしてもらうようなことはできないでしょうか。

交通企画課長 ありがとうございます。

国際免許につきましては、まさに、その自国の免許を持っている人について、その当局が発行するものでございまして、条約に基づいて、日本も国際運転免許を発給をして、外国で運転できる状況になってございます。

その際、当然、外国では何の制約もなく、期間は区切られておりますが、運転できるわけでございますので、日本に訪日する人たちだけを対象に、そのようなことをすることは、なかなか難しいのかな、というふうに考えてございます。

そういう意味で、しっかりと認識していただくことも重要なのかな、というふうに考えてございまして、そういった意味で、こういうパンフレットで、通行方法が違うのであるということを、しっかり理解認識してもらうということで、対応することが重要なのかな、というふうに考えているところでございます。

石川委員 やはりパンフレットだけでは不十分という認識を持つべきだろうと思うので、他の方法で訴求していく方法は、ぜひ考えていただきたいというのが1つ。

それから、右折直進で起こった事故が本当に減ったのか、チェックしていただきたい。

これだけ原因がはっきりしているわけですから。減らす対象がはっきりしている以上、方法をきちんとすれば減るはずなので、これがパンフレットで減らないのだったら、本当に具体的な策を取ってもらいたいな、と思いました。

以上でございます。

会計課長 はい、続きまして、藤森先生お願いします。

藤森委員 広報効果って、非常に測定するのが難しいと思うのですが、一般企業の広報活動で考えてみると、やっぱりこう認知を上げるというところをどう考えるかなのですね。

「外国人の事故」の話と「ながらスマホ」の話は、効果が全く違うと思っていまして、「外国人の事故」の場合は知っていて、自分がそれを注意していたら、避けたいものなのですよ。

でも、「ながらスマホ」は知っていても、やる人がいるかもしれないという広報なのですね。

なので、効果の考え方も変えた方がいいと思っています。

外国人の方は、多分、すごく注意深い人というのは、日本は通行が逆だから、違う、だから、こういうところに事故があるのだよってことを認識しながら、運転している可能性がある。

ですが、事故を起こしてしまう方というのは、そういうことはわかっているのだけでも、それが運転に結びつかないというところがあるので、実際に事故を起こした方も左側通行は知っていると思います。

それが事故に結びつくかっていうことを認識していたかってことを、それをどこから仕入れたかっていうことなので、この皆さんが作ったパンフレットを見て、こういう事故が外国人に多いのだから、自分も気をつけようと思っているのであれば、さらにこの広報活動にお金を入れるべきだと思います、というふうな結論が出ると思います。そういった考え方で、効果っていうのを見ていただければいいかなと思いました。

一方で「ながらスマホ」の方は、これは、結構、厳罰化されてきているというのは、意外に皆さん、SNSでも、揶揄も含めて、発信がされているので、知っているんじゃないかな、というふうに思います。

ですが、現実面として、私が見ている限りでは、全然減っていないというところがあります。

そうであったとしたら、事故を起こした方に聞いた時に知っていましたか、知っていましたってことであれば、いくら広報をしても、あまり意味がないので、そこにお金をかけるのではなくて、厳罰化であるとか、そういった方向に、トスをする情報として渡して、それを利用して、広報じゃない形で対策を立ててもらおうというふうにやった方が良い。引

き続き、これをさらに広報でお金をかけて認識したとしても、あまり効果は上がらないのではないかと思います。

ということで、先ほどのロジックのところで短期的とか、長期的とか、そういう時間軸じゃなくて、直接的な効果とか、そういう言い方で、ちゃんと効果測定をして、広報が直接的な効果に結びついていないのであれば、もう、そこにお金をかけるのではなくて、別のことにお金をかけて、その部分は、また別の課題として、別のプロジェクトに持っていくというのが、効果的なお金の使い方ではないかな、というふうに感じました。

そのあたりの議論というのは、その広報活動の意味で、認識してもらっていいものなのか、そうではなく、直接的に、やめてもらうところまで持っていくのか、その辺の区分けはされましたでしょうか。

交通企画課長 ありがとうございます。

1点目の外国人運転者の関係につきましては、先生がおっしゃいましたように、事故を起こした方が認識しているかどうか測ることで、その広報効果が分かるのではないかと御指摘ございましたが、ちょっとどういうことができるのかについては、考えていきたいというふうに思います。

2点目の「ながらスマホ」がその広報で対応できるようなものなのか、というような御指摘ではないかと思っておりますが、やはり今、法律も改正されて、周知もしているところでありますが、単に法が変わったということだけではなくて、なんで「ながらスマホ」が禁止されているのかと、なんで事故が増えているのか、ということをしつかり伝えていくことも重要ではないかというふうに考えてございまして、資料にも若干記載してございましたが、やはり「ながらスマホ」が危険なのは、死亡事故につながるということじゃないかというふうに思っておりますので、そういった面に着目をして、しっかりと伝える広報をしていくことも重要ではないかとい考えているところでございます。

藤森委員 はい、全くしなくていいということではないのですよね。

ですので、先ほどのキャッチフレーズの話もありましたけども、それがダメだって話をいくらしても、多分無駄です。

おっしゃるように、それがなぜダメかってところまで踏み込むことが重要です。事故を起こした人に、その「ながらスマホ」がなぜダメだか知っていますかっていうアンケートをした時に、いや、なんか危ないからでしょうぐらいの話だとしたら、広報の意味ってなかったと思います。

それが、死亡事故につながる確率が高いからということを知っていました、それでもやったって話であれば、ちょっとまた別の話で、そこはちゃんと聞いたほうが良いです。事故を起こした人に、直接話聞けるじゃないですか。

そこでしっかりアンケートを取るぐらい、徹底された方がいいと思います、というふうに感じましたので、よろしくお願いします。

会計課長 それでは、アトキンソン先生お願いします。

アトキンソン委員 時間の関係で外国人のところだけに集中していきたいと思うのですが、まず4ページ。

各都道府県リーフレットの話で、各都道府県警察本部に26万部になっていますけど、質問は2つあります。

警察本部に送ることで、これは何か、実際の訪日外国人へどうやって届くのかということ1つと、もう1つあるのは、なぜ26万部ですか。

交通企画課長 ありがとうございます。

1点目の警察本部に送付してございますのは、警察本部に送付することによって、そこからの国際空港でございまして、自分にある空港のところに配下していただいたり、空港にありますレンタカー会社に配布してもらったりするという意味においてでございます、県警本部を通じて、といったことになろうかと思います。

26万分の関係につきましては、これ、なかなか申し上げづらいですが、ちょっと予算と現実どれぐらい県警の大きさに従って配布するのかなということも加味して、26万部というふうにしているところでございます。

アトキンソン委員 毎年じゃないものですか。

交通企画課長 この事業の中身っていうのは変わってございまして、これにつきまして令和6年度事業はこの1年度の事業でございます。

アトキンソン委員 5ページと6ページのところから、実際に訪日外国人が、どのぐらい車を借りているのかという数字は書いていないのですが、この事故率から逆算すると、大雑把なやり方なのですが、4、5万人ぐらいじゃないかと思うのですが、4、5万人ぐらいにしては、何年分のリーフレットにもなるような感じなのですが、それに対して、全国レンタカー協会300部を配っているっていうことは、これ300部っていうのは、そうすると、その人たちにコピーして配ってほしいということなのか、300部っていうのがあつという間に消えていってしまうと思う。

根拠があるような、ないような感じは受けますけども、これもよくわからないというところがあります。

で、さっきおっしゃった、何部なのかということをやちょっと疑問に思っていて、これに根拠があるかどうか、非常に疑問に思いますので、再検証を求めたいと思います。

場所に関しましては、どこに配っているのかは、実際に観光客がいるところで配っているのが普通ですと、レンタカーしか方法ないと思いますけども、レンタカーとの関係をどうしているのか、これだとロジックがあるとは、考えづらいところがあります。

こういうところに外国人が来ているのだろうかと言説を立てて、なんか配っているっていう感じはないことはないと思います。

それが1つとして、まあコメントです。

それでパンフレットなのですが、これはとてもよくできているとは思えません。

これ自体がおかしいと思います。

なぜかという、これが多言語していることによって、結局、このぐらいの面積なのだけれども、別に翻訳チェックをするために、みんな読んでいるわけではないので、その言語しかしゃべれない人からすると、他の言語があっても、何の意味もない。

本来は、リーフレットを言語別に作ることが常識だと思うのですが、結局、今のリーフレットは、読む方としては、25行ぐらいの情報しかないです。

このぐらいの面積なのに、そのぐらいしかない。

ということは、ほとんど意味のないものを作ってしまったということになりますので、これを継続するのであれば、もう全面的にやり直すしか方法はないと思います。

で、細かい話なのですが、普通に考えた場合には、これを開いた時に、最後のページが1ページ目ですよね。

今は、ストップ云々が最初にありますが、普通はキープレフトが一番最初に来ると思うのです。

今の情報配置の仕方は、要するにロジックがない順番になっていますので、普通であれば、どういう情報をどうやって配分するのかをもう少し考えます。

今の情報の並び方じゃないと思いますので、これはやはり作り直しと思います。

で、最後になりますけれども、やはりこれを見る限りは、訪日外国人は増えているかもしれないけれども、全体の7,906件の中で、たったの212件です。

97.3%の事故は在留外国人の結論になるんじゃないかと思います。

そうすると、ここから逆算すると、だいたい150万人のところになっていると思いますので、そういう人たちに対して、もっとピンポイント的に、だから免許を持っている外国人は、それはその住所までわかっているわけなので、そういう人たちに対して、DVDだとか、教室に来たときに云々というよりも、もう少し効果的なものがあるんじゃないのかなと思います。

このぐらいの多言語のやり方だとすると、そのDVDの効果がどうなっているのかと疑問に思いますので、使っている業者は、あんまり多言語の専門性がないような業者をお使いになっているというような印象を受けます。

これは観光庁ともう少し連携をしていくべきではないか。

観光庁は多言語事業もありますし、多言語のスペシャリストもいっぱいいます。

今はそういう人たちとの連携をしているとは、とても思えないので、連携をするべきじゃないかと思います。

いずれにしても、何部をどういう内容でどこで配置するのかっていうのは、当たり前ですが、どこのレンタカーを外国人が使っているデータというものはあるはずだと思います。

均等に分配されていないので、47都道府県に配っている時点で、もうアウトだと思います。

ほとんどの場合は、特定のところに集中されているので、集中されている中で、47都道府県で26万部を何を基準にして、どういう統計に基づいて配分したのかというのは疑問に思います。

要するに、例えば、岩手県とか、青森県とかほとんど外国人行っていないわけだから、そういうところにも送ってもあまり意味がないと思います。

そういうのを、もう少し戦略的にデータに基づいて配分すべきじゃないかということコメントとして残しておきたいと思います。

以上です。

交通企画課長 ありがとうございます。

戦略的な配分については、御指摘の通りだと思います。

これは今も青森、岩手より当然、警視庁とか、京都とか大阪の方を多く配布しておりまして、別に県警に送っているのは、県警が目的ではなくて、空港とレンタカー業者ということで、的を絞ってやらせていただいているところではございますが、さらにもう少し詳しくフォローアップをして、一番戦略的かつ効果的な配布の仕方っていうのを考えていきたいというふうに考えてございます。

この資料について、4か国語がちょっとその意味がないのではないかという御指摘だったというふうに承知をしております。

これ、汎用性が高いようにするために、一番訪日旅行者が多いと思われる国を中心に記載をしたものでございますが、もうすでに配って県警ではなくなっているところとかもございまして、県警がこれを参考にしながら、自身の県に多く来る外国人の言葉を載せて、別のものに作り替えているような例もございまして、そういう意味で、先生の御指摘がありましたように、さまざまな工夫をして、その訪日旅行者に対して、ルールが伝わるようにしていく、いきたいというふうに考えてございます。

あと3点目でございますけれども、先生がおっしゃる通り、在留外国人の方が、事故は総数としては多いというふうに、認識をしております。

他方で、在留外国人で運転をして事故を起こされる方は、日本人と同じように免許証の更新もございまして、安全教育を受ける場面っていうのも多々あるかと思います。

警察で、外国人従業員が多くおられます事業者に対しまして、教育を行ってあったり、あるいは、更新時講習において、多言語化をしていたりして、しっかりと内容が伝わるようにしているところでもありますので、在留外国人については、フォローが手の届くところにあるというふうに思っておりますが、ただ、訪日旅行者については、免許制度の中では対応が難しいので、こういった広報についてもしっかりと伝わるように、また効果的かつその効率的に伝わるように、先生の御指摘も踏まえながら対応していきたいというふうに考えてございます。

アトキンソン委員 すみません。

実際に、借りているところはどこなのか、借りている人は誰なのかということに基づいて、言語別に作るべきものだと思うと同時に、これなんかは典型的な失敗作です。

観光戦略をやるにあたって、こういう例が昔は多くありましたけど、今は言語別に作る事が常識になっています。

このリーフレットは同じものの中で多言語化されているので、情報量があまりにも少なすぎる結果になりますので、考え直していただきたいと思います。

同時に、さっきおっしゃった大阪、東京と分かるんですけど、まあ九州もそういうレンタカーの場合も多いと思いますけど、京都の場合は、レンタカーを多くしているとは、とても思えない。

ほとんどの皆さんは、レンタカーというよりも、自転車を借りているという場合が多いと思います。

そのデータはあるはずであって、それは要するに想像する必要がない。

インバウンドは、**4,286**万人まで増えちゃってますので、データを集めてそれでやればいい話であって、データに基づいてやっていただきたいと思います。

あとこの7ページにありますように、母国との交通ルールの違いについての理解不足があることが、要因の1つとして挙げられるというになっておりますけど、挙げられるという書き方もよくわからない。

多分、これは多言語リーフレットとして作っちゃってるから、外国人というのは、要するにひとくくりにしてしまっているということで、この書き方になると思うんですけども、外国人って一応、**88**億人います。

外国人は、左側で運転する人もいれば、右側で運転する人もいるので、言語によっては、多分、どの交通ルールを理解不足があるか、違いがわかるはずです。

このリーフレットに書かれている内容は、左側通行についてイギリス人に言っても意味がない。

アメリカ人に対して言うのは意味がある。

多分、書かれている信号の云々というのは、アメリカ人を想定しているんじゃないのかなという気がしないでもないんですけど、本来であれば、これを作るにあたって、読む人たちはどういう事故を起こしているのかということが分かるはずです。

分かった上でリーフレットをちゃんとした形に、言語別の国別に書いていくということは、筋じゃないかと思います。

本来であれば、厳しいことを言わせていただきますけど、2012年であれば、これで十分だと思います。

ただ、ここまでインバウンド戦略が800万人から4,286万人まで増えてきた以上は、こういう初歩的なものではなくて、より進んだ形にしていきたいと思います。

以上です。

会計課長 太田先生お願いします。

太田委員 これ、訪日外国人ということなんですが、観光客と在留の人で言えば、在留の人なんですか。

事故率が高い、事故数と人口比を考えると。

交通企画課長 事故数では出るんですが、訪日外国人の方がどれぐらい運転したかというのが出ませんので。

太田委員 レンタカーの利用とかは分らないですか。

交通企画課長 母数が出ませんので、ちょっとなかなか比較が難しいっていうところではあるかと思います。

太田委員 それ、事故を起こした外国人の方はやっぱり右側通行の国の人が多いんですか。

交通企画課長 そうです。はい。

太田委員 確実に。

交通企画課長 はい。

太田委員 そこにリーチするような媒体を選んでっていうことですよ。

交通企画課長 はい。

太田委員 正直言うと、紙でポスター・リーフレットでやるっていうことの効果は、相当疑わしいんじゃないかと思います。

アトキンソン先生がおっしゃったように、スマホの場合、ボタンの位置を右上にするか、左上にするか、下につけるかというのは、相当ABテストで確認して最適化を図るのが常識なので、開いたときに、最初に何を書くかというのは、ものすごく細かく考えているわけですね。

おそらく、そういう統計をとって、デザインされている感じではないだろうと、民間の感覚で当然とされているようなデザインをされてないという印象がありましたので、まず、そういうデータを取って、対象をどうリーチするかを調べるという、その民間企業の広告部門のような地道なリサーチ作業が先に必要なんじゃないかな、というのを強く思いました。

あと、これ、外国人をターゲットにしていますけども、外国人の方って、いろんな属性が日本の人と違いますよね。

所得水準も違ったり、教育程度も違ったり、男性が多かったりとか、いろいろそういう属性が違うので、ひょっとしたら、属性全部コントロールしたら、そもそも外国人と日本人の事故率、変わらない可能性も結構なくないですか。

交通企画課長 在留外国人の事故率はこのグラフで示した通りなのですが、その在留外国人の事故類型別を見ますと、それはなにか、日本人とほぼ同じような傾向になってございまして、やはり、訪日外国人旅行者の方が正面衝突であるとか、右直の事故っていうのが多いというデータが出ておりますので、外国人旅行者に対しては、そういった面でアプローチしていくことも重要なというふうに考えているところでございます。

太田委員 何年も住んでいる人であれば、日本人とあまり変わらないですよ。

交通企画課長 その事故の起こし方っていうのは、あまり変わらない状況になっているかと思えます。

太田委員 とすると、属性について、きちっと調べると、ただ若い人が多いから、事故率が高いとか、そういうことが影響している可能性があるんで、そこは、仕分けると実は日本にずっといらっしゃる外国人の人は、あまり特別な対策が要らないかもしれないですよ。

旅行者に限った方がいいかもしれない。

そういう分析が、なんとなく全般に、別の事業もそうですけども、されてないな、という感じが強くて、そこをお願いしたいというふうに思えます。

会計課長 ありがとうございます。

すべての先生からコメントをいただいておりますので、今、コメント案をプリントアウトしますけれども、進めさせていただきたいと思えます。

この時間を使いまして、内藤参事官の方からのコメントいただければと思えます。

租税特別措置・補助金見直し担当室参事官 先ほどの特殊詐欺の話と同じでございすけれども、国民の意見としましては、効果検証を強化すべきであるとか、政策目的と手段を精査すべきという御意見をいただいておりますので、それで、公開プロセスに当たっての説明資料等、充実していただいておりますのでございすけれども、毎年の検証にあたっては、行政事業レビューシートを使って、やっておられるのだと思いますが、先ほど来、委員の先生からも御意見ございすように、まず、アウトカム指標等の指標が効果検証に適したものになっているかというような問題と、それから、その効果検証をした上で、どうそれを評価分析して、改善につなげていくかということだと思えますけれども、こちら、19ページにありますように、点検評価のシートのところは、白紙になってございまして、どのように評価をされて、どういう風に改善をされたのかっていうことがございせんので、このプロセスを通じて、しっかり評価をし、分析をして、改善、より良いものにしていくということだと思えますので、御留意いただければと思えます。

会計課長 ありがとうございます。

議論が尽きず、大変貴重な御意見をありがとうございます。

コメント案が取りまとめましたので、内山先生の方から御説明をお願いできればと思えます。

内山委員 それでは、私から取りまとめコメントの案を発表いたします。

効果検証をするにあたっては、統計学的な論理を用いて適切に推論するようにしていただきたい。

広報の短期アウトカムとして、交通事故の死亡者数、重傷者数が増え続けているのは、施策と結果の関係が遠いことを考えると、適切でないと考える。

広報予算を増やして広報活動を活発化した時、それが交通事故の重傷者数、死傷者数に影響を与えて、それが測定可能になるとは、まず考えられない。

広報内容の認知率がどれだけ上がったかという、現実的なアウトカムを設定すべきではないか。

SNS配信などは、比較的簡単にデータが取れるので、その他の手段と比べて、どれぐらい効果的なのか、どういう年齢層の、どういう属性の人にリーチしているのかなど、詳細な分析をするのが、広報の効果を上げる上で有効ではないか。

広報活動の目的は、認知であり、認知した後の行動も含めて、効果を測定すべきと考える。

外国人の事故については、できれば、事故を起こしたくないものであり、認知が重要。

事故を起こした人に、どの程度注意喚起を意識していたかを聞くことが有効。

「ながらスマホ」は、認知していてもやめない可能性がある。

事故を起こした人に認識を聞き、広報活動の限界があれば、別のやり方、別予算によるプロジェクト、厳罰化等も含め検討すべきではないかと考える。

訴求対象に、よりよく伝わるよう、インターネットやデジタルデバイスを使った広報啓発を積極的に進めるべきである。

例えば、訪日外国人に対しては、入国時によく利用するVisit Japan Web、デジタル庁作成から、警察庁作成の制作物、コンテンツに直接アクセスできるようにするなどの工夫が求められる。

外国人の運転者について、正面衝突や右折直進が原因となるという分析ができている以上、その原因による事故を低減するために、効果的な方法が広報のほかにもあるのであれば、積極的に検討してほしい。

訪日外国人の事故防止対策について、リーフレットは言語別にし、配置すべき場所と部数を再検証すべき。

また、大半の事故は、在留外国人だから、その強化をするべき。

訪日外国人の事故の特徴は、国別の違いがあるはずであり、反映するべきでは。

以上が、取りまとめコメントの案となります。

会計課長 ありがとうございます。

ただいまの内山先生から発表していただいた取りまとめコメント案に対して、御意見等ございましたら、御発言をお願いいたします。

特にございませんでしょうか。

それでは最終的な取りまとめコメントにつきまして、内山先生から御説明をお願いいたします。

内山委員 はい、それでは先ほどの案について、皆様から御賛同いただけたものといたしまして、これを最終的な取りまとめコメントといたします。

会計課長 ありがとうございました。

今後は、いただいたコメントを踏まえまして、事業の効率的、効果的な実施に努めていきたいというふうに思います。

これをもちまして、2つ目の事業の審理も終了いたします。

大変お疲れさまでした。

また、予定していた2つの事業の審議が終了いたしましたので、最後に当庁官房長から、御挨拶をさせていただきます。

よろしくお願い申し上げます。

官房長 本日は大変活発な御議論を賜りまして、ありがとうございました。

拝聴をしておりましたけれども、大変具体的で、有益な指摘を数多くいただいたというふうに思っております、感謝申し上げます。

いただいた結果を踏まえまして、我々、より事業が効率的に、そして国民の方に少しでも裨益するような形で、見直しを進めて、よいものとして参りたいと思っております。

今後とも、われわれが行います事業に関しまして、忌憚のない御意見を賜ればと思っております。

本日は長時間にわたって誠にありがとうございました。

会計課長 はい、以上をもちまして、令和8年度警察庁行政事業レビュー公開プロセスを終了いたします。

本日は長時間にわたりまして、誠にありがとうございました。